

衆議院 法律委員會 議 録 第 八 号

昭和六十一年四月十八日(金曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 福家 俊一君

理事 上村千一郎君 理事 太田 誠一君

理事 村上 茂利君 理事 天野 等君

理事 松浦 利尚君 理事 岡本 富夫君

理事 木部 佳昭君 理事 高村 正彦君

理事 稲葉 誠一君 理事 小澤 克介君

理事 山口 鶴男君 理事 中村 巖君

理事 安倍 基雄君 理事 柴田 睦夫君

理事 林 百郎君

出席國務大臣

法務大臣 鈴木 省吾君

出席政府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房司 井嶋 一友君

法制調査部長 岡村 泰孝君

法務省刑事局長 岡村 泰孝君

委員外の出席者

法務大臣官房司 但木 敏一君

法制調査部参事官 田中 均君

外務省北米局長 米第二課長 田中 均君

参 考 人 竹内桃太郎君

参 考 人 濱田 邦夫君

参 考 人 三ヶ月 章君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

参 考 人 小倉 見君

法務委員会調査 室長 末永 秀夫君

委員の異動

四月十七日

辞任

小澤 克介君

安倍 基雄君

同日

辞任

河野 正君

伊藤 昌弘君

補欠選任

河野 正君

伊藤 昌弘君

補欠選任

小澤 克介君

安倍 基雄君

四月十八日

在日外国人に対する指紋押なつ廃止等に関する請願(土井たか子君紹介)(第三三三六号)

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(天野等君紹介)(第三三三七号)

同(柴田睦夫君紹介)(第三三三九号)

同(嶋崎謙君紹介)(第三三三九号)

同(林百郎君紹介)(第三三五〇号)

同(山口鶴男君紹介)(第三三五〇号)

同(武藤山治君紹介)(第三四五〇号)

同(山本政弘君紹介)(第三四五一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法案(内閣提出第八一号)

○福家委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として前日本

弁護士連合会副会長竹内桃太郎君、弁護士濱田邦夫君、東京大学名誉教授三ヶ月章君、商事法務研究会経営法友会代表幹事小倉見君、以上四名の方々に御出席いただいております。

参考人各位には、御多用のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会には、参考人各位には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただきますようお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

御意見の開陳は、竹内参考人、濱田参考人、三ヶ月参考人、小倉参考人の順序で、お一人十分以内に取りまとめお述べいただき、次に、委員からの質問に対しお答えいただきたいと存じます。

それでは、まず竹内参考人をお願いいたします。

○竹内参考人 ただいま御紹介いただきました竹内でございます。

私は、昨年四月一日から本年三月三十一日まで一年間、第一東京弁護士会の会長の地位にございまして、あわせて日本弁護士連合会の副会長の地位を兼ねていた者でございます。

昨年四月、石井成一前日弁連会長から外国弁護士問題担当副会長を命ぜられまして、この一年間、我が国の司法制度の一翼を担います。我が国弁護士制度の根幹にかかわるところの極めて重要な、そしてまたまことに困難なこの外国弁護士問題を担当いたしました。国内的、国際的な要請にのっとりまして緊急に、そしてかつ適正妥当な解決を図るべく、日弁連会内の合意を形成して日弁連の自律能力を証明し、国民の負担にこたえるべく努力してまいりました一人でございます。

御高承のところでございますが、この外国弁護士問題は、昭和四十九年にニューヨーク州弁護士会から日弁連に對しまして、外国弁護士受け入れ

制度を創設する意向があるか否かにつきまして打診がございました。当初はニューヨーク州弁護士会と日弁連との間で意見交換が行われていた問題でございましたが、昭和五十七年三月米國政府が本問題を貿易摩擦問題の一環として取り上げて以来、政府間レベルの問題となつたのでござい

ます。

この問題に直面いたしました日弁連は、「外国弁護士問題は弁護士制度の根幹にかかわる問題であるので、自治権を認められている日弁連が自主的に解決すべき問題であり、日弁連の頭越しに交渉すべきではない」という基本的な立場をとりまして政府の御了承を得たのでございまして、自來今日までこの基本的立場を最大限尊重していただ

いてきていますのでござい

ます。

次に、外国弁護士制度要綱の策定と本法案との関係につきまして、若干経過を踏まえて御説明いたしたいと思います。

昭和五十七年以降、日弁連会内の事情もございまして若干の曲折はありましたが、昭和六十年、昨年の三月十五日の日弁連理事会におきまして次のこと基本方針を決定したのであります。

「相互主義の原則と、外国弁護士は日弁連の自治権のもとに入るとの原則、この二原則のもとに外国弁護士の受け入れを認める」そして、受け入れの具体的条件につきましては、内外の意見を参酌して国内的にも国際的にも妥当とされる制度を策定する、こういうことになったのであります。

御参考までに、この三月十五日の理事会では採決が行われておりますが、原案に賛成が四十七票、反対が十一票、保留が五でございまして、出席理事の約七五%が賛成をいたしております。そして、昭和六十年四月十九日の理事会、これは昭和六十年度の第一回理事会でございまして、これも、この理事会におきまして理事会内に外国弁護士

士問題に関する小委員会を設置いたしまして、外国弁護士制度要綱策定の作業に着手したのでございます。

ここで、本日お配りいたしました資料、お手元にあると思いますが「外国弁護士制度立案作業経過」という時系列の表を提出いたしました。これをいろいろいただきたいのでございますけれども、昭和六十一年四月二十五日、法務省から外国弁護士制度要綱作成のための検討会開催の申し入れが日弁連にございました。日弁連といたしましては、外国弁護士制度要綱策定に当たりまして、この検討会における法務省の御意見は国内を代表する意見、批判として受けとめる、こういう方針を決めまして、法務省との間でかたい相互信頼のもとに隔意のない率直な意見交換を進めてまいったのでございます。この検討会は、本年三月四日までの十一月の間に二十八回に及んでおりますので、法務省担当官の並み並みならぬ御尽力、御協力に對しまして深甚なる謝意を表する次第であります。

一方、会内にありましては、この法務省との検討会における意見交換の結果を踏まえまして随時理事會内小委員会を開き、これを理事會に報告して審議を重ねてまいったのでありますけれども、この一覧表にもございますように、まず七月十九日には外国弁護士制度案を策定いたしました。そして、この案案に對する内外の意見を参酌いたしましてさらに検討を加えまして、九月三日に外国弁護士制度要綱草案（第一次案）なるものを策定し、これを各単位弁護士会、日弁連内には五十二の弁護士会がございまして、各単位弁護士会に配付して意見を求めたのでございます。

このころから臨時總會招集の必要性を主張する意見が強くなつてまいりましたので、理事會等で検討いたしました十二月九日臨時總會開催の運びとなつたのでございます。この臨時總會におきましては、お手元の関係資料の青い表紙の六番目のページに八ページに登載されておりますけれども、「國際的法律事務の円滑・適正な処理のた

めの「外国弁護士」制度の基本方針承認の件」を上程いたしました。審議の結果圧倒的多数をもって可決したのでございます。これも御参考までに今日の採決の結果を申し上げますと、採決時の出席會員總數六千八百四十九に對しまして、賛成が五千九百九十五、反対七百八十六、棄権六十七でございまして、賛成は八七・五%となつております。なお、今日の審議は午前十一時から午後八時半過ぎまでにとどまりました。

強制加入団体でございます日弁連は、思想、信条あるいは主義、主張を異にする約一万三千名の會員によつて構成されてゐるわけでございまして、けれども、先ほどお示しいたしました議案の提案理由の末尾、これはお手元の資料の四ページの十一行目以下に書かれておりますけれども、そこに見られますように、この外国弁護士問題につきましては、圧倒的多数の會員が次に申述べますような見解であつたと解されるのでございます。十一行目以下でございまして、私それをほぼ読み上げたと思ひます。

他方、政府は、貿易摩擦問題解消の經濟政策の一環として、七月三日、市場開放のための「行動計画」を決定し、そのなかで、本問題については、「日弁連の自主性を尊重しつつ、次期通常國會における法律改正を目的に、国内的にも國際的にも妥協とされる解決を図る」とし、具体的には次期通常國會に向けて明年三月中これはことしの三月のことでございますが、明年三月中には法案提出をする旨を明らかにいたしました。

とあります。非常に緊迫した国内外の情勢判断に立ちまして、さらに、今日、世界有数の經濟活動の中心地であるわが國において、弁護士制度を充実・發展させ、國際的法律業務に對する態勢を整備していく社會的責務を負つてゐる。という自覺のもとに、外国弁護士のが國內における業務活動をどのように認め、どのように規制するかは、わが

國の司法制度・弁護士制度と深くかわりをもつものであり、従つて、自治権を有する日弁連が、全國弁護士總會と責任において自主的に解決すべきものという決意を持ちましてここに結果し、それを内外に表明したものと考へるのであります。

この臨時總會におきましては、出席會員から數多くの質疑が提出され、また賛否それぞれの意見も數多く開陳されましたけれども、これらの疑問、意見を踏まえつつ法務省との検討を重ねまして、昭和六十一年、本年の一月九日には外國弁護士制度要綱草案（第二次案）を作成いたしました。そして一部補正の後、一月二十五日の臨時理事會におきましては、補正第二次案に基づく制度構想の大綱及び立法形式につきましては単独特別法とすることを決定いたしました。さらに、二月六日の臨時理事會においては、外國弁護士制度要綱のうち資格名称を仮称といたしましたほかすべて確定いたしました。翌二月七日これを法務省に提出したのであります。なお、この資格名称につきましては、二月二十一日の理事會におきまして外國法律事務弁護士と呼称することに決定を見たのでございます。

この間、法務省は日弁連の作成いたしました外國弁護士制度要綱に基づいて法案の立案作業を進め、また對米交渉に當たるなどしておられるのであります。二月十八日には法務省から法案の第一次案の指示を日弁連は受けたのでございまして、そして、さらに日弁連との間でこの法案検討會を行うなどの経過を経まして、三月二十日に第三次案の指示を受けたのでございます。

以上の経過からも御理解願ふところと存じますが、この法案は日弁連の外國弁護士制度要綱に基づいて立案されたものでありまして、日弁連の會内にはなお多少の異論を残してゐると思ひますけれども、臨時總會における採決結果に見られますように、必ずや圧倒的多数の賛同を得られるものと考へてゐるのであります。この法案は、このように自治権を認められてお

ります日弁連が、法務省の御意見を参酌して、國內的にも國際的にも妥協とされる制度を策定いたしまして、これに基づいて立案された法案でございまして、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

その後の日弁連の取り組みについて簡単に付言させていただきます。日弁連におきましては、本法案において日弁連の會則に定めることとされてゐる事項を整備する必要がございまして、去る三月七日の理事會におきまして外國弁護士對策委員會、これは従来からあつたのでございますが、その目的、構成員等を改組いたしまして、會長より同委員會に對し「會則等立案方について」と題する諮問を發しました。これを受けまして同委員會は、會則案文等検討小委員會を組織して既に三月二十六日から活動を開始いたしております。また、この四月一日新たに就任されました北山六郎日弁連會長に對しまして、私どもは去る三月二十九日に外國弁護士問題に関する説明を詳細に行ひまして、日弁連業務の継続について格別の配慮を要請いたしました次第でございまして。

以上をもちまして私の御説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○福家委員長 竹内参考人ありがとうございます。

次に、濱田参考人にお願ひいたします。

○濱田参考人 竹内参考人が大分長くやられましたので、少し短くやりたいと思ひます。

私は、昭和三十一年に弁護士登録をいたしました。以来、ほぼ一貫して渉外法律事務と云われまして國際的な取引を中心とする法律事務に従事しております。この間、外國弁護士問題の検討に長年関与してゐるわけですが、本日は一弁護士という立場から、竹内参考人から日弁連の立場について十分御説明がありましたので、一実務家としての立場から本法案についての意見を述べさせていただきます。

まず日弁連が、法務省の御意見を参酌して、國內的にも國際的にも妥協とされる制度を策定いたしまして、これに基づいて立案された法案でございまして、何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

本問題は、我が国の司法制度にかかわる問題であつて、日米経済摩擦等の問題として政治上の取引の対象として利用されるべきではないというのが日弁連及び我が国弁護士会の大多数の年来の主張でした。本法案がおおよそ昨年末の日弁連臨時総会で決議された基本方針及びその後の日弁連外国弁護士制度要綱に基づき、法務省の御尽力を得て今国会に提出の運びとなつたことは喜ばしいことと私も思つております。つまり、本問題は我が国の司法制度の枠内で解決したと言ふことができ、これは単に我が国の弁護士制度として適切であつたというだけではないで、我が国の社会、経済全体にとつても望ましい処置であつたと言えます。

経済の国際化が急速に進んでいる我が国にとつて、良質の外国弁護士を受け入れれば、我が国の企業等の内外における活動の利便ともなり、また彼らを通じて我が国の社会、経済制度や文化が正しく海外に紹介されれば、我が国が直面している国際的経済摩擦の軽減に役立つと思われれます。

一方、本制度を契機といたしまして、これまで法廷中心、個人事務所中心であつた我が国の弁護士活動が、経済生活における国民の基本的人権の確立や適正な企業活動への参画を目指して、法廷外の法律事務の分野で、より組織化、専門化した事務所形態によつて、また国際的な広がりを持つて展開していくと思われれます。

新制度に基づく外国弁護士の我が国における活動は、次に述べるようなものとの影響を与えると考えられます。したがって、新制度の運用に当たり、我が国の司法制度や社会に混乱をもたらさないよう、良質の外国弁護士を慎重に選別し受け入れる必要があると思われれます。

日米経済摩擦は、今や文化摩擦の様相を呈してきています。半分ジョークとしてではありますが、数年前のニューヨーク・タイムズに、また昨年暮れのウォールストリート・ジャーナルに、日本の対米自動車輸出と絡めましてその見返りに米国の弁護士を日本に輸出し、日本の経済成長を鈍化させ、日本の社会を混乱させるべきであるとい

うような記事が掲載されました。冗談は別にして、米国の弁護士は米国企業活動の先兵であり、訴訟社会である米国文化の担い手であることは間違ひありません。性急な、また余りに多数の米弁護士の受け入れによつて両国間の法文化の差から生ずる混乱が、我が国の企業や国民を巻き込むおそれがあります。すなわち、米国における日本企業に対するアンチダンピング、独禁法、その他経済法規に基づく提訴、マルチプル・リーガル・ハラスメントとよく言われますが、また特許、著作権侵害、それから製造物責任等に基づく民事訴訟に関する準備、訴訟送達とか証拠調べ手続を日本の中で行うといった場合ですが、またそのための高圧的な交渉、それからインドのボパール爆発事故とか日航機の墜落事故で見られましたような度を越した事件もあり、日航機の場合には日本にも多数アメリカの弁護士が来てそのような活動をしており、またミネベアがねらわれましたT O B等企業買収などの領域において、これらが顕著にあらわれれると思われれます。

その結果として、我が国の弁護士の仕事は、短期的には涉外弁護士に限らず一般に増加すると思われれます。そしてこの社会的コストの上昇というものは、我が国の企業及び国民が負担することになります。これも日本が米国の初めとする世界各国と貿易をし、つき合っていくための費用と観念して、日本経済の高過ぎる生産性の調整手段であるといふことで日本の弁護士にも正当な費用をお払いいただくということになると考えるべきかもしれません。

また、外国弁護士が外国企業とか外国政府の代弁をいたしまして、我が国の経済運営とか社会制度、国際取引等につきまして海外からの公平性と透明性といった要求をすることによつて、我が国の行政制度や司法制度の変革をもたらすという可能性もござります。

先日私の事務所、東京の重立った涉外事務所の弁護士が十数名集まり、外国弁護士の日本進出が実現した場合に我々の仕事に直接どんな影響があるかといふことを話し合いました。そのとき海

事、海難とか海損でござりますが、これについては壊滅的である。また外国特許出願とか国際金融については相当影響がある。そのほか一般の涉外法律事務についてもかなり影響があるといった意見が出されました。一致した意見としては、資本力、組織力があつて、通信回線で世界各地の事務所を連結いたしまして二十四時間サービスを供給する、そういった執務体制をとっているような巨大な外国事務所が先端的な国際法律事務をさうわ外法律事務所の発展に、また特に若い世代の専門家の養成に重大な影響があるという点であり、また国家間や国籍が異なる企業間の利害対立がますます激しくなり、今や情報戦争とも言ひ得る状況になつておりますが、その中で組織化された自主独立の気概を持ち、情報収集力、国際的な交渉力といふものを持った自国民の法律専門家を養成するといふことは、国益に直接関連する重要なことと思われれます。

新制度を適正に運用し、その弊害を最小限にとどめるためには、何といつても我が国の弁護士自身の国際的競争力を高め、実力で外国弁護士に対応していくしか有効な方法はありません。これは単に弁護士業務の保護といつた次元の問題ではなく、我が国の司法制度やひいては社会や文化そのものを防衛するといふ観点からも対処すべき問題と考えます。

そのためには、まず米国の六十七万人対我が国の一万三千人といった弁護士数の圧倒的な差に少しでも対処する必要がある、そのため司法試験の合格者数を少なくとも倍増し、法曹人口をふやすといったことをする必要があると考えます。また法律事務所の組織化、専門化を促進するため、資本蓄積を可能にするような法人化の道なしいし税制上の措置といふものもぜひ講じていただきたいと思ひます。

私ども日本の弁護士は、我が国の経済や社会の国際化のために、あえて弁護士自治に基づき外国

弁護士の受け入れを決定しました。フェアな競争を通じて内外の依頼者や公益のため精いっぱい力を尽くすつもりでおります。そのための条件整備の配慮を立法院や行政府の方々にお願ひして、私の意見の陳述を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。(拍手)

○福家委員長 濱田参考人ありがとうございます。

次に、三ヶ月参考人にお願ひいたします。

○三ヶ月参考人 ただいま御紹介をいただきました三ヶ月でございます。

私どもまあ学識経験者は、実は本法案の成立過程において直接オフィシャルな形で意見を申し上げる機会がないままこの法案は推移してきたのでござります。したがって、そういうふうなわけで、これまでお二方の御説明がございましたような法案の成立の沿革等につきましての認識は大変乏しいのでござりますが、そういうことも考えまして、私が本日ここで本法案に対する私の賛否の意見を申し上げるにつきましては、いささか違つたアプローチをとつてみたいと思つてござります。それは、この法案の背景につきましての私の認識を申し上げまして、そこから一体この法案を成立させることは是非、さらには将来の問題に対する私の意見ないし希望といふものを導き出す、こういう手法によらしていただきたいと思つてござります。

そこでこの法案の成立と申しますか、法案自体の持つております背景につきまして私の認識を申し上げたいのでござります。多少前のお二方と重複する点もござりますが、また多少違つている点もござります。

まず第一に、やはりこういう司法制度を研究してまいりました私の目から見ても、非常にこの問題の新しさといふことを感ぜざるを得ないのでござります。こういううぐあいに外国の弁護士に対して一国の国内法がどのような規制をもつて対応するのかといふ問題は、実は近々十数年といったところの幅で出てきた問題でござります。したがって

して、まだこれは全世界的な規模で見ましても新しい動きでございます。世界の立法の例も少のうございまして、その幾つかを点検してみましても、包括的な形で問題を取り上げているというよりも、その場その場のその国の司法政策というふうなものを引き出したものというふうな感じを受けるわけでございます。

それに比べますと、この法案、先ほどの御説明にもございましたように、これを成立するにつきましたは、非常に根本的な角度から取り上げてとまかく法案にまとも上げたということは、世界のこういう類の立法を見ましても評価すべき点ではあるかと考えるわけであります。

第二の背景でございますが、この法律をめぐりましては、実は弁護士制度の持つております二つの面がいや応なしに浮き彫りにされて、そして現段階で我が国といたしましてこの二つの弁護士制度の持つ面をどういふふう調整していくべきかということについて、かなり高度の配慮が要求されたということでございます。

二つの面と申しますのを敷衍して申し上げますならば、弁護士活動と申しますのは、一つには国民へのサービスと申しますか、いわばそういう企業としてのサービス業という一面を持つてございまして、それと同時に、やはりこれは司法制度の根幹と非常に密接な関連を持たざるを得ない問題である、こういうことでございます。

この二つの弁護士制度の持つておる側面を調整することが非常に難しいわけでございますが、第三の特徴といたしまして、こうした問題の解決に迫られたその背景といたしましては、これは先ほどの御説明にございますように、むしろサービス業の自由化という一環として、経済摩擦の解消のための一項目として、いわば日本経済活動全体に対する政治的なプレッシャーの一環としてこの問題が顕在化したというところでございまして、そうなりますと、その一面ではやはり日本におきましては司法制度の運営へのさまざまな間接的な影響ということを考慮していかなければならな

いわけでございますが、さりとて問題の背景がそういうことでございまして、そういうことに慎重な時間をかけて検討する時間というものもないままに、これを速やかに何か結論を出さなければならぬ、時間がないから先送りすることはできない状態のもとでこの立法が迫られたということも、やはり本法案の背景の一つであらうと思われ

ます。それからもう一つ、こうした性急な国際政治的なプレッシャーのもとで、弁護士業務の持つております今申しました二つの異質な局面を組み合わせ、そして矛盾なく解決をするというためには、これは非常に意思調整が難しい。いろいろなところで考え方がぶつかり合う。先ほど日弁連の代表の角度からその御苦心の御披露がございまして、いろいろな考え方がぶつかり合うわけでございまして、それをやはりどこかで妥協して一つ

のまとまった線を出していかなければならない。そういうことを考えますと、ともかく一つの妥協を打ち出しましてこの法案を生み出すにつきます。弁護士団体の内部において非常に厳しい形での意見の調整が長い間非常に根気よく続けられたというところは、そして最終的には先ほど御説明のありましたように一応の意見の調整に成功したというところは、私も学識経験者の一人といたしましても高く評価しなければならぬところであらうと思ひます。

もう一つこの法案の特徴といたしましては、この法案の成立が、先ほど御説明がございましたように法務省の協力と申しますか、政府提案の形をとつてここにござつたということも、やはり私は隠された一つの評価すべき面として評価したいのでござい

ます。現在の弁護士法は、実は当時の在野の思想的な対立のもとに、調整がつかないまま、いわば議員立法としてGHQとの直接交渉のもとにつくられたということは、私ととき々学問的な論文で書いてきたところでございまして、こういうふうな立法形式というのはやはり適当ではないと思

うのでございまして、司法制度の根幹に触れるような問題につきましては弁護士会とそれから政府との密接な協力のもとに立法が進められるというのが望ましい姿であり、今回のその立法の姿はそれを一つ示したという点で、私はこれも一つのメリットとして評価したいところでござい

ます。ほかにもいろいろこの法案の背景につきまして申し上げたい点がございまして、時間の関係でこういうような点を上げて、さて、こういうふうな背景を考察しながらこの法案に対する賛否の態度決定ということになってまいりますと、今のところからのおのずから結論は導かれるように思われ

ます。いろいろな点でこれは一つの妥協の産物でございます。いろいろな方面からの妥協の産物でございます。そういう妥協線が打ち出されてまいりますと、その妥協すべき線の引き方につきましては、いろいろな見解の対立があり、その見解の対立に固執しておりますと、おのずからそれがこの法案に対する賛否ということに硬直的に結びついてくるおそれがあるわけであります。例え

ば、利用者の立場をもっと重視してもっと自由化したらいではないかという考え方もあるわけでございまして、伝統的な弁護士の使命感というものを主張して、こんななまでに政治的圧力に屈したような形であるのはよろしくないから、玉碎しても反対しろ、そういう考え方もあり得るかと思

うのでございまして、先ほどもちよと触れましたように、こうした点について余り自分の見解に固執してこの法案に反対し、これを葬り去ることが賢明であらうかと申しますと、私はやはりそうではないように思われるわけでござい

ます。なぜかと申しますと、これを葬り去ったとしたとしても、これは決して現状維持をいつまでも続けられるものではなく、前述のプレッシャーが続く限りは、必ず弁護士団体の意思決定を飛び越して頭越しの形で何らかの対策が打ち出されざるを得ない一つの背景を持つておるわけでございまして、そういうことになりますと、そこから生ず

るマイナスは、この法案をとにかく出発点として通すということのプラスマイナスに比べますと、そのマイナスは非常に大きいのではないかと、やはり好ましいことではないと思ひます。むしろ、この法案の内容、その妥協の仕方ということにつきましては不満があるとするならば、それはこの法案の成立を阻止するという形で主張すべきではなくして、まず出発点としてはこれを取り入れた上で、将来のこの制度の運用なり改善の方策なりの中にそれを持ち込んでいくのが適当だというのが私の考えでございます。結論といたしましては、私はこの法案の成立を図ることが現段階としてはまことに適切なことではないかと考えるわけであります。

最後に、少し時間が延びたかもしれませんが、しかしそこで、先ほど述べまいりましたように、この法案を通しさえすればこれで万事問題が解決したというわけではない。嫌な問題を一つ付けつけたから、まあこれでしばらくそのまま安泰だという形で推移してはならないし、また推移させてもならないというふうな感じがするわけであります。先ほど申し上げましたように、この一つのきっかけが経済摩擦に伴うフラストラーションの解決という面もありますが、あわせまして、もつとその背後にあるのは、やはり現在の法律制度の進展に伴います法律サービス業務の国際化と申しますか、コングロマリット化とでも申すべき一つの必然的な流れが背後にあるように思ひ

ます。この流れは既にある程度の形をとつておるといふことは、先ほどの濱田参考人の御指摘にもございましたが、今後ますますこういうふうな面でのいわば新しい法律サービス領域をめぐつての陣取り競争というのは激しくなるのじやないかと思ひます。そういうことになりますと、その点に目をつぶつて、とりあえず一つの上陸を阻止し得たということだけでおしまひになつてしまつてはやはり問題のように思ひます。ございまして、むしろこの中に盛り込まれていろいろ問題

の中に、そういうふうなところに他の企業の国際的な戦略展開と同じような形で展開していくのが、あるいは日本の法律家の今後の大きな流れであろうと思います。

そういうしますならば、これを踏み台にしながら、もう少し積極的に、ただ何かこう出てくると、こういう弊害がある、こういう弊害がある、席巻される、壊滅する、これだけやなしに、むしろどうしたならばそういう壊滅的な打撃を克服するだけの力を日本の法律家がつけられるのか。

量、質の問題につきましては、ただいま濱田参事から出ましたが、これは私が二十年前も主張していたことでございまして、やっと弁護士会の内部から正式な声が聞けるようになったのは、私は欣快とするところでございまして、そのみならず、例えば研修の方策にいたしまして、訴訟から離れるというならば、こういう点でいくというならば、研修制度あるいは司法試験の制度というふうな科目の制度にまで日本の弁護士会は建設的な意見を打ち出すべき責任があるように思われます。

それで、私自身この法案の成立につきましては直接はタッチしてまいりませんでしたが、現段階でこれを賛成するといいたしましても、将来の問題といたしましては、今申しましたような点につきまして弁護士会の意見を十分お聞きしたいと思ひます。学識経験者の一人といいたしましても、それに対していろいろと発言をしてまいりたいと考えておる次第でございまして。(拍手)

○福家委員長 三ヶ月参事人ありがとうございまして。

次に、小倉参事人にお願ひいたします。

○小倉参事人 私は経営法友会という団体の代表幹事をしておりますが、この団体は、現在四百数十社の企業が加入しております、企業の法務部門の充実発展を目的に活動しております。私は、その代表幹事であるとともに、またこれに加入しております会社の一つに勤務をいたしております。本

日は、企業の法務部門という立場から、ただいま本委員会が審議をされております外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案につきまして、意見を述べさせていただきますと思ひます。

企業は、弁護士に業務を依頼しまして、そのサービスを受ける立場でございまして、この法律によりまして外国の弁護士にも日本で活動できる道が開かれるということになりますことは歓迎するところでございまして。

既に御承知のとおり、我が国企業の活動というのはもう相当前から国際化をいたしております。戦後を振り返ってみますと、先進諸国のすぐれた技術を導入して我が国産業の技術的な水準を高めるといふ努力から始まりまして、企業の実力がだんだんついてきますと、外国の企業との提携あるいは合併事業、さらには海外に事業の機会を求めまして単独で進出するというような事例が多くなつております。今日におきましては、諸外国に生産とか販売の拠点を設けまして世界的な規模で事業の展開を図る、そういうような企業も出てまいつております。それから、事業資金の調達という方に目を転じますと、世界各国で我が国の企業による借入れとか証券の発行などが行われておりまして、主要な証券取引市場において我が国の企業の証券が上場されたり取引をされているという状況でございまして。

このような企業活動の国際化という現象は、決して大きな会社だけに限られておるわけではございませんので、中小規模のところでも非常に積極的かつ勇敢に海外に進出する、あるいは外国企業と提携するといふ努力が進められてきております。したがって、企業の大小を問わず外国法とかかわり合う機会というものは非常に多くなつてきておるわけでございまして、当然、外国の弁護士とか法律事務所からサービスを求めるという必要も高まってきておるわけでございまして。

このような必要がありまして場合に、これまでのところでは、日本の企業として国内で外国

人の弁護士のサービスを受ける機会というのは極めて限定されておりましたので、ほとんどの場合、現場の弁護士あるいは法律事務所に頼つてまいるというケースが多かつたわけでございまして。幸い、ここ十数年の間に通信手段というのが非常に発展をいたしまして、電話はもちろんでござい

ますが、テレックスとかテレファックスというような新しい通信方法が普及をいたしてまいつております。その結果、こういう方法によれば外国とのコミュニケーションというものが国内と余り変わらないうようになってきております。それからまた、実際に必要があれば海外に出張するというようなこともごく普通のことになってまいつております。

そういうことでありますから、国内で外国弁護士のサービスを受けられないといふことでありまして、それが我が国の企業の国際的な事業の展開に非常に重大な支障になるといふふうには私は思ひませんが、しかし、現地の弁護士とかあるいは法律事務所と直接いろいろ連絡とか何かをしまして仕事を進めていくためには、どうしてもそれができる人材を養成しなければならぬという問題がございまして。企業の中でそういう人材、外国語に非常に堪能で、ある程度法的な素養のある人間が必要なわけですが、そういう人を養成して法務部門を充実するといふことにつきましては最近各企業とも非常に力を入れておられて、専門の組織とか専門の担当者置く企業というのがふえてまいつております。中には、海外に支店があつたり現地法人なんかを持つておる企業のうちには、現地で弁護士資格のある人を従業員として雇つておるといふような企業も出てきておる状況でござい

ます。

しかし、産業界全体として見ますと、まだまだ海外の弁護士とかあるいは海外の法律事務所と直接コミュニケーションを行ひまして支障なく法律的な業務を展開するといひますか、処理するといふ体制が非常に多くの企業に備わつておるという状況にはないと思ひます。そういうわけでござい

ますから、この法律によつて外国弁護士が我が国にも事務所を持つて、限られた範囲内とはいつても活動ができるようになりますと、今まで十分受けることができなかったサービスは非常に多くの会社を受けられるようになるのではないかとこのように思ふわけでござい

ます。それから次に、その仕事のやり方という点について、これは特にアメリカなんかはその例でございまして、外国の法律事務所と日本の場合と若干違ふところがあるがござい

ます。私は長年先ほど申し上げましたような仕事に携わつてまいりましたので、外国人の弁護士とかあるいは外国の法律事務所なんかとかかわり合いを持つておりますが、それでそういう印象を持つてござい

ます。その一つは、これは非常に一般論的なことで余り断定的に申し上げるのにはどうかという気もしますが、クライアントといひますか依頼者に対するサービスという点で非常に積極的であるといふことが一つ言えるのではないかと。例えば外国の、特にアメリカの法律事務所ですが、法律情報を自分のクライアントに提供するというのを非常に大切な仕事のひとつといふふうには思つておりまして、立法の動向でござい

ます。それから、立法の動向でございまして、企業活動にか、そういうものが経済活動とか企業の活動にどんな影響を及ぼすかといふようなことについて常時調査、分析をしまして、非常に頻りに、私の方なんかの感じではうさぎいぐらにクライアントに報告をしてくるというのをしております。もちろん日本の弁護士の方々が全くこういう努力をされてないといふことを申し上げるつもりはござい

ませんけれども、どちらかといひますと、大多数の日本の法律事務所では、何か案件を持ち込まれてから対処をするといふ、いわば受け身の形で仕事をされているといふことが多いように見受け

ます。クライアントに対するサービス面での積極性という点を考えますと、やはりその辺にある程度差があると言つて差し支えないかといふふう

それからもう一つちよつと差があるなというふうに思いますが、弁護士間の協力とか協働といいますが、チームプレーといった面でございます。外国では、これも米國が特にそうでございますが、弁護士は職務の専門化といいますが、そういうものが非常に進んでおりまして、それぞれ専門の分野を持ってそこで集中的に仕事をするというような傾向がございます。そのように専門化する反面、今度はクライアントといいますが依頼者に法的なサービスを提供するということになりまして、関係する分野の弁護士が何人か集まりまして、チームを組んで仕事をすることがごく普通に行われております。私も経験がございますけれども、アメリカに新たな企業進出をするというような計画を持ち出しますと、これは会社法はもちろんのこと、税法とか労働関係、製品の安全とか公正取引、工場立地、環境保護というさまざまな法律が関係をしてまいります。そこで、それぞれの分野を得意とする弁護士が、私どものケースでは十数名だったと思いますが集まりまして、一つのタスクフォースといいますがチームを組みまして、非常に短期間に精力的に調査とか検討をし、その結果を総合して依頼者に報告するという方法がとられております。

この点につきましても、もちろん日本ではそういう弁護士間の協力とか協働ということが全く行われていないというふうなことを申し上げるつもりはございませんけれども、仕事のやり方における組織的な仕組みとか体制というところを見ますと、やはり若干差があるのではないかというふうに思うわけであります。そこで諸外国の弁護士の方々が日本に事務所を持って活動されるようになるものと、当然日本の弁護士の方々と交流の機会もいろいろとふえてくるであらうでしょうから、こういう仕事のやり方とかクライアントへのサービスの仕方といった面でも諸外国の例が紹介されるような、そういう機会がやはりふえてきまして、日本でもその辺の事情に、依頼者の方から見ますと非常にいい方向に変化が起きるのではないかと期待いたします。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○福家委員長 小倉参考人ありがとうございます。

○福家委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高村正彦君。

○高村委員 参考人の先生方、本日に貴重な意見をありがとうございます。

まず竹内参考人からお尋ねしたいと思います。竹内参考人におかれましては、本法案担当の日弁連の副会長として大変御努力されて、二月六日には国際的にも国内的にも評価される外国弁護士制度要綱をまとめられて、まさに日弁連の自治能力を証明されたわけであります。高く敬意を表するものでございますが、昨年の十二月九日の臨時総会において特に問題点となった点、並びにそれはどういふふうな経過で解決されたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○竹内参考人 竹内でございます。

先ほどお示しいたしましたが、関係資料の中の六のところに臨時総会の議案がございますので、それに基づきまして御説明申し上げます。

この第一項に「相互主義に基づくこと」という記載がございます。この点につきまして会内では、アメリカの場合に特に問題があるということを中心として、連邦国家の中のアメリカの場合少なくとも過半数の州が開放すべきであるという主張をなさった方もあります。最終的には私どもの提案が通ったわけでございますけれども、アメリカの場合には少なくとも五州の開放をすべ

きであるという主張がございまして、それを私も受けて、その提案の説明の中でそのことをはっきり申し上げて御了解を得ておるといういきさつがございまして。なお、その時点では、さらにイリノイそれからテキサスの二州をつけ加えて七州にすべきであるという意見もあつたのでございまして、イリノイが昨年の段階におきまして否決された直後であるというふうないろいろな事情がございまして、その二州については特に名前を出さないうで済ました、こういういきさつもございまして、その点を御紹介しておきたいと思っております。

それから名称につきまして、これは御案内と思いますが、大変に問題がございました。弁護士という名前を用いるべきではない、こういう主張がございまして。その根拠とするところは、日本の弁護士は職務あるいは使命から考えまして、今度進出してくるであろう外国弁護士と同じことを要求するということとはまず難しい、それから、これが日弁連の会員として我々と一体になった場合には日弁連の自治権の崩壊をもたらす、こういう主張がございました。そこで一般国民の誤解を招くような弁護士という名前は何としてもつけないでほしいという主張があつたのでございまして、これらはいくつかの検討会等におきまして、我々国内の代表的意見というふうな受けとめておりますけれども、法務省との意見交換の中で検討をいたしました結果、弁護士という名前も場合によっては避けられない、こういう判断に立ちまして、この第二項でございまして、ただし書きにございまして、

「登録された者の国内における名称については、外国法に関する法律事務のみを取り扱う職務および地位にふさわしく、わが国の弁護士との混同をもちたさな名称とすること。若干あいまいと言えども、いまいでございまして、この形での提案をいたした次第でございまして。

なお、質疑の中ではなお弁護士という名称は絶対に付すべきではないという主張がなされたのでございまして、会長の発言いたしました

は、最悪の場合にはつけざるを得ないという説明をもちまして、先ほど申し上げましたような圧倒的多数の承認を得たといういきさつがございまして。これは先ほど御報告いたしましたけれども、二月の段階に至りまして、この名称の問題も会内で決着をつけまして、外国法律事務所といふことで落着いた次第でございまして。

それから、会内における地位につきましてやはり問題、主張がございました。これは特に、日本弁護士と全く同じ権利義務を会内で認めるといふのは、日弁連の運営に支障をもたらす危険が大きい、こういう主張がございまして、この議案の第三項の三でございまして、登録（拒絶・取消を含む）、懲戒および会費などに関する会則、会規のうち、外国特別会員にのみ適用される部分の改廃に参加できること。という非常に限定された範囲での参加を認めるということで承認を得たのでございまして。

そのほかまだあつたかもしれませんが、大きな点は以上の点でございまして、御説明をさせていただきます。

○高村委員 濱田参考人にお尋ねいたします。

濱田参考人はアメリカのローファームにも勤務された経験があるやに伺っておりますが、いわゆるローファームというものは、日本の法律事務所と比べて経営形態とか人的規模とかあるいは活動分野とか、どういふ差異があるのか、特に日本の法律事務所との競争力の差が、日本の弁護士の意識とか努力によってその競争力の差が出てくるのか、あるいは日本の弁護士制度といふ法的制約に基づいて出てくるのか、先ほど濱田参考人もっと資本の蓄積を認めるべきだとかおっしゃいましたけれども、そういった点について、もつとこうして明らかにすれば競争力の差も縮まるのではないかと、こういうことがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○濱田参考人 ごく基本的な問題は文化、社会の差ということだと思っております。アメリカの法律事務所の組織の程度と日本の法律事務所の組織

の形態の差というものの基本原因は、日本では法律問題というものが、その紛争の予防という問題のみならず、解決そのものについても司法的な、つまり裁判所で解決されるという分野は非常に限定されておりまして、はっきり申し上げる、非常に能率的な社会である。アメリカは逆に、まあ日本では到底訴訟をしないようなことを、ビジネス上のこともまず訴訟を提起して、相手をぶん殴っておいて、それから仲よくしようというふうな、いわばアプローチの根本的な差があるわけだ。

したがって、そういう歴史、社会的な差というものが長年積み上がった結果といえまして、日本ではいまだに弁護士数の約半数弱は一人ではなないか、これははっきりした統計はございませんけれども、しかしながら、日本でも共同事務所と称して経費分担の意味での共同が多いわけですから、特に大都会では一人でやっているという方は少なくはなつてきてはいますが、まだ需要ということと対応した形で供給が行われている。つまり、日本の弁護士制度とか弁護士の素質、努力等でそういう差が出てきているというのではなくて、社会の方がそういうものを今までは要求していなかったということが基本的な説明になると思います。

したがって、国際的な分野では、私も従事しておりますような渉外、国際金融その他、そういった今や日本の企業が世界のマーケットの中でリーダーシップをとってやるような場面では、はばかりながら私のような者もいわば世界を舞台として活動できるような状況になつてきておりますし、それに伴つて組織、私のところはただいま弁護士十一人でございまして、そのほかの補助職員が三十数人おりますので、全体としては日本としてはかなりの規模になつております。これはもちろんアメリカと比べれば全然問題になりませんけれども、しかしながら、頭数の問題ではななくて、いざわば効率の問題、それから、情報は右から左にやるのが弁護士業務ではなくて、やはり依頼

者の利益のために極限状況においてどういう判断をするかということがまさに弁護士業務の本質だと私は考えておりますので、そういう意味で決定的な日米間の差があるというふうには考えておりません。つまり、歴史的、社会的な状況で出てきた差であつて、世界全体が国際化していく中ではいずれ歩み寄っていく面があると思います。

（委員長退席、上村委員長代理着席）
しかしながら一方では、アメリカのような極端な訴訟主義というものが果たして国民全体にとって幸せなものかどうか、また日本のアプローチといふものについても、これがいいかどうかといふことは、やはりお互いに反省をしながら進めなければいかぬ面があると思つております。

○高村委員 三ヶ月参考人にお尋ねいたします。先ほど、本法案がこのように取りまとめられたのは現段階としては成功である、こういうふうにおっしゃられたわけでありまして、これから国際交流社会がさらに進んでいけば、今制約されていることも少しずつ取り外していかなければいけないのではないかと、そういうところもあるわけでありまして、それを受け入れるために日本の弁護士制度をどういう方向で変えていったらいいのかわからないことを、先ほどちょっと触れられましたが、もう少し敷衍してお述べいただきたいと思つております。

○三ヶ月参考人 非常に大きな難しい問題でございしますが、やはり私は根本的には日本人の能力を信頼いたしております、ある一段階いろいろな混乱がありまして、やがてその中から日本の解決なり日本的な経済計算性なり、そういうようなものを発揮してまいりまして、落ちつくべきところに落ちついていく能力を持っているのではないかと。そういたしますと、それは全く一時は資本力の差、組織力の差、伝統の差、いろいろな点につきましてあれをするかもしれないけれども、やがてその中から選別の能力も備えてまいりましようし、それほど私は悲観はしていないのでございします。

ただ、いかにせん私が長年主張してまいりました

たように余りにも日本の法律家は産児制限が好きでございまして、とにかく一年に五百人以上採るのは何かもう非常に大きな抵抗がある。私は十年間司法試験の委員をいたしましたけれども、私はもう憎まなからずやりました二百五十人から五百人まで持っていたのでございしますが、私が十年の任期を過ぎましたときには今度は五百人水平現象になつてしまつたというぐらゐに、常に現状維持の力が強いのでございします。

これに対してアメリカから上陸してまいりますのは、個々の能力という点では日本人の方がすぐれている点もあるかと思つておられるわけでも、それはやはり量の力というものを持っておられるわけではございません。私は、法律サービスの量、これは私の学問の一つの基本的なテーマでございしますが、法律家のサービスの量というものはそれに携わる人間の量と質の相乗積に比例するのだ、これは私の一つの基本的な考え方でもございまして、質の点とは何かといふと、量の点で余りにも少ななければいけませんサービス力で負けるのではないかと。

まず第一に弁護士会にお願ひしたいのは、せっかく大学の法学部の卒業生が毎年三万人も出るにもかかわらず、一年にわずか五百人ずつしか採っていない。試験の志願者はほとんどふえておりまして、今は何%でございましょうか、二%以下になつておられるのやなからうか。つい最近まで二%以下でございしました。そんなことをしているよりも、そういう志のある者はほとんど採つてこいうふうな新しい領域に注入するという姿勢が弁護士会の方から出てくることを、私はまず第一に期待したいのでございします。

そういうことをしていきますと、さしあたりはやはり大きなショックであります。やがて二十年ぐらゐのレンジをとつてみますならば、やがてコングロマリット化したそういうものにもある程度日本的な形に対応し得る、そういう日本的な形のもの、私の長い間法学教育に携つた経験からい

るならば教育も十分これに対応していけるのではなからうか。比較的私は希望を持っておられるわけではございます。お答えになつたかどうかわかりませんが、そういう感じを持っておられるわけではございません。

それからもう一つ、これはちょっと私のお話で触れ残しましたが、今回のこの活動領域につきましては触れてみますと、私どもが最後まで守らなければならぬのは、やはり日本の訴訟におけるこの弁護士の領域というものが余り風俗、習慣、言葉の違つた者によつて混乱させられるのはよろしくない。この法律におきましては、それは一切除外してございします。専らそれを抜きにして、いわばコンサルタント業務でございまして、そこでは、弁護士の根幹に触れる触れるとは申しながらも、やはり根幹からちよつと離れたところでの自由化の問題という形にするならば、まずその辺も今後のあり方としては大きな目で見守つていっていいのではないかと、そういう感じを持つてございします。

○高村委員 私の持ち時間が終了いたしましたのでこれで終わりますが、本当に貴重な意見を、四人の先生方、ありがとうございました。

○上村委員長代理 稲葉誠一君。

○稲葉誠一 先生方のお話をお聞きをいたしましていろいろ感じたわけでございしますが、以下申し上げることは全く私の個人的な意見を中心とした質問でございします。その点、党との関係は全くない意見だということに御了解願いたいわけなんです。ということ、私の言う意見は非常にドラスチックだといふふう言われておりまして、大分批判をいただいている意見なのでございしますから。

率直に申し上げまして、この法案につきまして国会の審議が不十分だといふふうには私は思つております。法案ができた、そして提案をした、早く通してくれといふのが今までの国会の類型なわけですね。こういうやり方はよくないわけで、それは立法府自身がつつかりとした体制をつくつて

慎重に対処しなくてはいけないというのが私の考え方なんです。そういう点についてはこれは足りないのです。

しかし、それはそれといたしまして、三ヶ月先生が最後に結論として言われましたように、葬り去ることが賢明だというふうには私は考えておりません。この段階でこの法案を通して、そして将来の出発点としていくということ、これはいいことだ、こういうふうに考えておきまして、私どもの方はそういう態度で進んで法務省当局を一心にさせた、こういうことなっております。

そこでお聞き申し上げたいのは、竹内さんは日弁連の責任者という形なものですから、何といひますか、いろいろあつたかと思ひますけれども、私は根幹にかかわる問題だというふうには考えなないのですよ、この問題を。別にどうということないじゃないか。何がどうして弁護士会の根幹にかかわる問題なのか、私にはよくわからないのです。そう考えること自身に日弁連の、形は進歩的でありながら極めて保守的な性格というものをあらわしておるといふのが私の理解の仕方なんです。しかし、これは御答弁は求めません。

それから、この問題で名称にどうしてそんなにこだわるんだろかというんですよ。外国法事務弁護士ですか、何でこんな名称を使うのか。この法案ができたならこれを英語にしてアメリカに渡すんですよ。この外国法事務弁護士というのは一体どういうふうに英語に訳すのかと僕は聞いたんですよ。そうしたら、これはローマ字で書くんだと言わうわけです。そんなことになぜこだわるんだろうかな、到底私にはわからないのですよ。ここから辺のところは極めて納得がいかないのですけれども、まあそれはそれといたしましてお答え願えばと、こう思うのです。

それから、濱田さんの御意見等をお聞かせいた
だきまして、私もそのとおりだ、こう思うところ
が多いんですけども、弁護士業務への影響とい
ったところで、これは実力のある人には全然影響
ないんじゃないですか。実力のない人には影響が

あるんであつてというふうに私は考えている。私の友人にも渉外弁護士がおりますが、アメリカやカナダに留学して、先生のところも恐らくそうだと思いますが、若い人をどんどん向こうへ留学させましてやつておられますね。そういうふうなことから見て別に影響なんかないんじゃないか、こういうふうに思うのです。そこで問題は、結論として、「実力で外国弁護士に対応していくしか有効な方法はありません。」と書いてあるのですが、ここに外国弁護士と書いてあつて、外国法事務弁護士とは書いてないわけです。だから、こういう名称は私はどうもおかしいと思うのですが、それは別として……。

それから、司法試験の合格者数をふやすと言うんですけれども、問題は、司法修習生というものを国費であれするわけでしよう。そうしてそのの八割ぐらゐが弁護士になつちやう。弁護士になる者に対してなぜ国費を出す必要があるのかというのが大蔵省の言ひ分なんでしょう。だから、三ヶ月先生がおつしやいましたように数をふやすといつても、これは徹底的に大蔵省が反対するわけですよ。そうすると、法曹の一元化という問題になつてくる。どこかに出ていましたが、田中英夫先生の御意見などでも、法曹一元化というのは検事の場場合は全然別にして考えなければいかぬという御意見がありますね。私もそういうふう思うのですが、いろいろなことが考えられるのですけれども、これは実際問題としてはなかなか難しいとなつてきますと、法律事務所の組織化、専門化というふうなものをとつとつと広げていかなければいけないんじゃないか。これはもう要するに実力の勝負だと思ふのですよ、政治家も実力の勝負です。結局そういうふうにならなければいけないので、それが弁護士の仕事だと私は思うのです。それをいろいろ保護してくれとかなんとかとす。いうことはちよつと私には理解できないのです。先生の言われた最後のところで、「立法院や行政府にお願いして、私の意見の陳述を終わります。」というんですが、立法院に何をどういうふう

にされるのか。ここに書いてあります法人化の道の問題とか税制上の措置の問題とかそういうふうなことを言われるのでしょうか、もう少し具体的にそこら辺のことをお話をお願いしたいというふうに思うわけです。

それから、三ヶ月先生のお話を承っておりまして私は私の考え方が間違っておったような感じがいたしましたのは、私はこの法案が政府の提案で出たというところに逆に疑問を持っているのです。日弁連が自主性があり自律性があるならば、なぜ日弁連だけでこの法案をつくって、立法院へ持ってきて議員提案として出なかったのか。政府が介入してできたというところに、日弁連というものがまだ完全な自主性というか自律性というものを持っておらないのではないかというのが私の今の理解でしたけれども、今先生のお話を聞いて、私も弁護士法やその他、沖弁護士のときや何かが議員立法で出たということの経過を大体わかつているのですが、GHQとの関係で弁護士法が議員立法で出たということはわかっていなかったものですから、私の考え方があるいはいなかっただけかとも思ったわけなんです。政府間違ひであるかとも思ったわけなんです。政府提案の形で出たということ、三ヶ月先生が評価されていらっしやったようなのは私にはよくわからない点なんです。そこら辺のところをお聞かせ願いたい、こう思います。

それから妥協の産物であることはこれは間違いないわけですが、線の引き方の問題で私はもっと自由化しろという個人的意見なんです。もう十年、二十年たつたかも知っと自由化になってきて、日本の法律制度というものは、制度といいますが、何といいますが、全体が非常に大きく変わつていくんじゃないかと思う。また変わらなければいけないんじゃないか、こう思うのです。それにさつきの司法試験の問題やなんか絡んでくるかも知っと思ふのですけれども、もっと自由化してもいいんじゃないか。これは全く個人的な意見で一笑に付される意見なんですし、反対が強い意見で、言われない方がいいと思うのです、誤解されると思うので

は、日本の弁護士はアメリカへ行つてアメリカの法廷に立つてもいい、アメリカの弁護士が日本の法廷に立つてもいいじゃないか。しかし、それはその国の母国語でやりなさい。法律は民訴にしろ刑訴にしろ、もちろんその国の法律に従うのは当たり前ですけれども、母国語でやりなさい。母国語でやるならば、そのくらいのことまで将来認める方向に行くのではなからうか、こういうふうに思うだけの話で、そういう意見を持っているという意味じゃございませんが、そういう方向に進んでいくのではなからうか、こういうふうに思っておるくらいなんです。ですから、もつと自由化の方向に行くんじゃないかというふうに考えます。そういう点についてお話し願いたいと思います。

それから、日本の場合、弁護士自身が自分の活動範囲を狭めているわけです。これは法廷へ出てやるということを中心にしたしまして、その前の段階でいろいろな相談を受けたりなんかするということについて積極的に活動しないですね、日本の場合。それが使命感のあらわれの一つの象徴かも知れませんが、そういう点で日本の弁護士がみずから自分の活動というものを狭めておるんじゃないか。例えば、会社設立なら設立というのは法律行為ですから弁護士がやらなければならないのを、弁護士がやらないでほかの人がやっているという行き方があるわけですからね。そこら辺のところを弁護士自身もつと自分の活動範囲というものを広げていく必要があるのではないだろうか、こういうふうに思うわけ、これは竹内さんなり三ヶ月先生にもお話を承りたいというふうに思うわけです。

それから濱田先生にもう一つお聞きしたいのは、実際に渉外事務をやっておられまして、今どういう点について一番お困りになれるか、どういう点を最大の当面する関心事としてお考えになるかという点についてお伺いをさせていただきます、こう思います。

それから小倉参考人にお聞きいたしたいといひ

ますか、これはむしろお願いなんです、私は率直に申し上げまして、普通の弁護士と言っちゃ語弊がありますけれども、涉外関係の弁護士さんよりも、むしろ小倉さんたちの商事法務研究会の経営法友会といいますか、各会社の法務室とかそういうものがありますね、そういうところの方が非常に資料も豊富で専門的に研究しておられて、ある特殊な部門ではその方が非常に知識も豊富だし資料も豊富じゃないかというふうに思うのです。一部分は、例えば「商事法務」に出るとか「NBL」に出るとか何とか一部に出ますけれども、そういうふうなものが出ておればちやうど、これは企業ごとに持つておるわけですから、これは自分の会社のあれですから出すわけにいかぬ場合もあるでしょうけれども、そういうのをセンタールか何かつくってもっと開放していかないと、日本の将来の全体の体制といえますか、それに対処できなくなってくるのではないかと、この点で、もっとオープンに出せるものは出してどこかでまとめてやっていただきたいというふうに考えますし、それからクライアントに対するサービスの問題、チームの問題、確かにそうですね、これは日本の場合足りませんから、そういう点について小倉さんのお考えをお聞かせ願いたい、こういうふうに考えております。

〇竹内参考人 私、名称の問題と政府提案として考え方につきまして、日弁連の立場から若干御説明をさせていただきます。

名称にどうしてそんなにこだわるのかというふうな御意見でございます、これは新聞等でも現に批判を受けておりました、私もそういう考え方も一部にはございます。むしろ弁護士という名称を使うべきだという意見も会内には討議の中であったのでございます。それから受け入れをやむを得ないものとするのであれば、弁護士という名前をつけてもやむを得ない、これが大多数であったというふうに御理解いただきたいと思うのであります。

私も、私個人の考え方を申し上げることは差し控えますけれども、将来、外国弁護士と申しまして、みんな毛色の変った人だけではないで、日本人が外国に参りまして、そして外国で資格をとって、今回で申しますと日本の外国法事務弁護士ですね、そういう形で入ってくるものがかなり数予想される、私は考えております。そうなりますと、同じ日本人で一方は従来の弁護士、もう一人は外国弁護士、こういうことになりまして、その場合に日本の法律を扱えない、それから法廷にも立てない、これが実は今度の外国法事務弁護士でございます。ところが、依頼者にしてみると、同じ顔つきの日本人が同じ弁護士というふうに簡単に言いますと、日本法もできるのではないかと、誤解を招くおそれがございます。それも私も一つの危惧として持つていたところでございます。

そこでやはり今申し上げましたように、法廷に立たないこと、それが中心でございますけれども、そういう法廷に立たない、いわばコンサルタント的な仕事をなさる、事務的な仕事をする弁護士、こういうことをはっきりと示すような名前が必要ではないかというところで、実は名称については、弁護士という名称をつけることとしまして、いろいろな案があつたのでございますけれども、最終的に落ちついたところが外国法事務弁護士ということになった次第でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

それから政府提案といつた理由でございますけれども、これは先ほどちよつと御報告で申し落としたんですが、二月六日の日の理事会におきまして、立法提案形式につきまして、この制度要綱案の確定をいたしましたときに、同時に承認を得たところでございます。会内にももちろん従来の弁護士法同様に議員立法にすべきであるという意見もかなり強いものがございました。問題は、この二月段階におきまして三月中旬に国会に提出するという時間的な問題を考えまして、私も日弁連の立場で物理的にこれは不可能であるということとをまず考えました。その背景の一つに、日米協

議がその時点ではまだ整つておりませんでした。これは政府間でやつておる問題でございます、その結果を踏まえて法案を作成する、こういうことにも相なりますので、そういうことも踏まえてこの短期間に日弁連の責任でこの問題を国会に提出して御審議願うというのとはとても不可能であるというところで実は断念したというのが経過でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上であります。

〇濱田参考人 まず実力がある人には影響がないのではないかと、これは書いてありますが、それは私の意見にも基本的には書いておりますので、そのとおりでございます。しかしながら、やはり実力を発揮する状況というものが必要なわけで、そういう意味でアメリカと日本を比べた場合には、いろいろ申し上げたような客観的な状況は、いろいろ違ひ過ぎる。それによつて依頼者との接触の面で、いわば日本の弁護士が下請的な状況というふうな状況が出てきた場合には、先ほど申し上げたような全く弁護士として必要な判断の独立性というものが影響を受けてくるのではないかと、これを私も非常に懸念をしてはいるわけですが、つまりまだ経験がない若い日本の弁護士を抱え込んで、それを使つてやる。それから今三ヶ月先生から法廷は聖域だというふうなことで、それは大丈夫だからというふうなお話がありましたけれども、その出られないはずの法廷に地元の弁護士の後ろについて、後から指図をして、自分たちはまるでロボットだというふうなことを言うヨーロッパの若い弁護士が現にいます。それはベルギーの例でございますけれども、それから実力があればいいじゃないかというのは、これは例えば日本の中では議員の先生はもちろん実力で議員になられておるわけですが、自らは、これは例えは日本の中では議員の先生はもちろぬ、異民族、異文化の間の衝突というものは、自動車とか農産物を入れたり出したりするという問題とは違ひまして、やはり法律というのはその社会の文化、歴史というふうなものに非常に深く絡まつておるものでございますので、これはお言葉

ではありますけれども、何でもやらせて実力がある者は勝ち残れというのは、その過程において国民や企業その他に生ずる混乱を考えますと、やはりなかなかそこまではいけないのではないかと、いうふうに思つておるわけでございます。

それから弁護士に対して何で国が金を出さなければいかぬかという問題でございますけれども、これは今申し上げたような理由から、法律業務というものがそれでは何で公的資格があるかという基本の問題になりまして、それは法廷に立つ場合だけではなくて、現に豊田商事等その他の問題で、これはいろいろ問題が起きておりますけれども、やはり法廷に出る前の段階でも国民の生活に深く関係している法律問題というのは多々あるわけで、それについてはお言葉のように弁護士がもっと頑張つてそういう仕事を開拓すべきじゃないかというの、まさにお説のとおりでございます。それはやはりもうと思つておりましたけれども、そういう面でも余りにも違つたアメリカ等の外国の弁護士が自分の文化、自分のやり方というものを主張して、日本の中で縦横に活動した場合には、これはやはり国民の利益、国益というものに関連するわけですから、それをチェックするのは弁護士しかないと私は思つておるのです。個々のケースで何か問題があつたときに、そこに立ち向かつて、そうじゃないよ、日本ではこうなんだよというの、これは日本の弁護士がやるしかないんだ。したがって、そういう法律専門家を養成するというのは国民全体の利益にかなうことであつて、決してこれは金もかけをする、個人の企業に金を出さうということとは違つたというふうに私は考えております。

それから立法院へ何を望むか、もっと具体的にいうことでございますが、これは私が申し上げたのは個人の意見でございます、三ヶ月先生からも御指摘がありましたように、残念ながら弁護士会というところのいろいろ体質等ございまして、弁護士の数、法曹人口をふやせということ自体につきましても、必ずしも弁護士会の内部でこ

ンセンサスというのがまだできていないような状況でございます。それで一番立法府で考えてすぐやっていたらいいんじゃないかというふうに思うのは税金の問題で、アメリカの場合には、これは今、日米の企業税率、企業税負担の差ということがいろいろ国会でも論議されておるようでございますけれども、大体五〇%ぐらいのところを実効税率ということになっておるようでございます。日本の場合、特に弁護士の場合には余り稼がないので、七割、八割の税金ということも可能なわけですが、それがいまして、弁護士だけを優遇しろというのではなくて、こういった国際化された状況の中で、日本の企業、また弁護士も、サービス業ととらえた範囲でも結構ですけれども、そういう国際的な状況の中でフェアな競争ができるような租税負担というものを国会で考えていただいてもよろしいんじゃないか。

それから法人化というような問題も、会計士の場合には公認会計士法で、特にこれは経団連の肝いりもあつたそうでございますけれども、アメリカのいわゆる八大会計事務所が世界を席巻しておるわけですが、それに対抗する意味で会計事務所の法人化を進めたという経緯がございます。弁護士の方はそこまで企業サイドからもニードとか組織化して専門化して頑張れという応援の声が残念ながら余り聞かれなかつたので、今そこまではいいないわけですが、これからの状況としてはそういうような道も考えていただければよろしいんじゃないかと思ひます。

それから、現在渉外実務上何が困るかという点でございますけれども、やはり弁護士の数が一番でございます。つまり、実力があるところは仕事はおつしやるように幾らでもございまして、しかし、それをこなす人というものが必要になります。それでその人を、今東京の都心部では御高承のように物すごく家賃その他上がつておりますけれども、そういうもののほかに先端的なOA機器ですね、ファクシミリとかワードプロセッサと

かコンピュータとか、そういうような設備をするということもかなり金銭的な負担がかつてくるわけですが、それにも増してやはり立ち向かうのが陣営の人数を何とかしていただきたいというのが一番切実な問題でございます。○三月月参事人 いただいた先生の御質問、まことに私同感するところが多いのでございまして、ほとんど全部同感と言つてもいいわけでございます。

議員立法の方がよかつたのではないかと御意見でございますが、私も今では婿のところ身を寄せまして細々と弁護士の看板も掲げておりますけれども、しかしながら、どうも習性となりましてそういう学者的な目で見てまいりますと、やはりいろいろ日本の弁護士会の中におくた體質があると言つてもいいんじゃないかということとはちつとも変わらない。そういうところで議員立法になつてまいりますと、どうしても自分中心な立法になるおそれがある。しかし、事柄が国民に關係するならば、少しそれに対して違つた角度から見る視点が入つて立案ができる方がいいんじゃないか。一番よろしいのなら、私どもの意見を初めから聞いてくださるがいい、例えば司法制度部会というふうなものがあるのですから、それで外人をどうするかということになりましたならばあれなんですけれども、今回はとてもそんなタイミングではなかつた。その辺はわかるのですが、今後やはり弁護士問題というものの基本にかかわるときには、ひとつ私どもの意見も自由に聞いて、大體落ちつくところはそんなに弁護士の方と違はないと思うのです。そういう点で申し上げたわけでございますが、そういう点では、今回のものにも多少そういう点での距離を置いた見方も入つておることはやはりプラスとして評価すべきである、こういうことでございまして。

ほかの点いろいろございしますが、自由化の問題ということにつきましてもと私補正させていただきます。これは非常に強く出ました。実は私も先ほど申しましたように日本人の能力を信頼し

ておりますから、多少の混乱はありましても、自由化をした上でいろいろ相手方のノウハウを盗み、そしてむしろそれを換骨奪胎して自分の方へ取り入れる非常に应用能力を持った国民でございまして、初めからこれをやたらにいかぬかめとするよりは、ある程度の混乱を覚悟しても前へ出た方がいいんじゃないかということ、私は実は活字にもいたしております。私ある法律雑誌のところに、小さな文章でございまして「外圧待望論」というのを書きました。日本の企業がこまて来た、日本の行政がこまて来たというのは、やはり年がら年じゅう外圧と対決しながら自分を鍛えてきたからではないか、これに対して外圧が非常に少ないのが実は司法部ではないだろうかということを含めまして、そんなことを言つたことあれますので、これは先生の御意見と非常にそれからも一つ、三月月はそういうことを言つても、大蔵省がいかにぬからさつぱりだめじゃないか。これは確かに一つの大きなネックで、何十年のネックでございまして、これに對しまして、今から二十年間、臨時司法制度調査会という、結局流産しちゃつて私は非常に残念なんです、そういうところであつた一つ出ましたのが、司法修習運営協議会というのが出まして、私は若かつたのですがそこへ出まして、やはり法曹人口の問題をするというときに、これがネックになつたときに私は一つの提案をいたしました。それは、どうしても大蔵省がいかにぬからば、それからまた先生のおつしやるように自由職業である者に対して国費で公務員の、しかもボーナスまで出すというの、これ以上ふくらますのは非常に難しい。濱田さんの言われるように、これを二倍にしてほしいから二倍の公費を出せと言つたので、大蔵省もうんと言わぬだらうし、国民も恐らくはそう簡単にはうんと言わぬのじゃなからうか。そこで私の提案いたしましたのは、それだけの財源があるならば、原資が限られておるならば、その有効な活用によつてむしろ人数をふやすことを考えたらど

うだらうか。例えばそれを全部同じ原資を貸費制度に切りかえて、そして裁判官、検察官になつた者は場合によつては免除してもよろしいが、弁護士になつた場合には何十年かたつて十分實力ができたときには還元していくという形でファンドをつくりながらやつていけば、僕と同じ資金を二倍に活用できるのではないかとことをはつきりと申し上げ、記録にも残つておるのでございまして。これに對して当時の弁護士会の委員が、ただいまの発言は不穩当であるから議事録から抹殺してほしいと言ふぐらゐの強い抵抗を受けたわけでございます。そういう点で私は、やはり工夫の仕方によりましては決してあれではない。

もう一つは、やはり自由競争が足りない。司法研修所を一つつくつて、こでなければだめだと言つてゐるから、これは私も反対だ。もし人数をふやして、あの施設で足りなければ、もう一つ大阪かどこかにつくつて自由競争させたいではないか。そうすると規格が違ふ。これまた大変な話になります。私軍隊へ行つてまいりまして、昔予備士官学校が二つもあつたけれども、別にそれで非常に規格が違つたということもないじゃないか、要は心構えの問題であらう、むしろそれよりいふところ競争させた方が、一つの施設でやるよりはいいんじゃないか。私はこれも活字にしたことがございまして。

それからまたもう一つ、背後に向かうの方の腕力の強い弁護士がいて日本の弁護士がかいらいになると。日本の弁護士がかいらいになるのなら、それはまさにその弁護士の自覚の問題ではないだらうか。まして、そういう弁護士が現にいるということを前提として弁護士会がいろいろあるならば、既に弁護士会が掲げている崇高なイメージというものとそれとのギャップはどうなるのだと国民はすぐに問ひかけるのではなからうか。こんなことを考えておるということを申し上げておきます。

○小倉参事人 企業内に法的な情報とか資料の非常に有用なものが死蔵されてゐるのではないか

という御指摘であつたと思いますが、(稲葉誠)委員「死蔵とは言わないよ」と呼ぶ。眠っているんじゃないかという御指摘であつたと思います。まことにものともな御指摘でございまして、この問題は、私考えますのに、法務部門というのが企業の中でどんな相対的な地位を持っておりますかということに非常に関係しておるんじゃないかと思ひます。

と申しますのは、企業の法務部門が今日のように多少体をなしてきましたといひますか、一応活動しているというのが認められるような状況になつてきましたのは、ここ十数年の現象であらうというふうに私は理解しております。それ以前は総務部とか文書部とか、そういう一般の大きな部の一隅で細々と担当者がこういう法律事務を取り扱つておつたというのが実情でございまして、担当者といひましては、こういう情報を入手いたしましたし、これを外へ持ち出したり何かしますと、上役である管理者が法的な問題点については理解が少いものでございまして、ともすると持ち出すとしかられる、こういうようなことがございまして非常に保守的であつたことは事実でございします。

そういうようなことから各企業相互間でも、自分のそれぞれの企業が何をしているかということ、情報の交換とかそういう機会が非常に少のうございしました。幸いに、今申し上げましたようにこのところ企業の法務部門の地位も上がつてまいりまして、中にはこの企業の法務部門を経験した役員がトップマネジメントに参加するといふような会社も出てまいっておりますので、過度に保守的な態度というのはいさぐ改められるのではないかとこのように期待をいたしております。

それから、こういう企業の法務部門が幾つかの会社でございますと、業界の中で、例えば自動車とか電機とかいう業界ごとに企業の法務部門が集まる会合というのが最近非常にたくさんできておりまして、企業相互間においてはかなりの情報

交換がされておるといふのが実情でございします。先生の御指摘のように、企業内だけではなくてもつと外にもそういうものが利用できるような体制をつくれ、こういうような御指摘であらうと思ひますが、私も経営法友会の代表幹事といひまして、そういう方向に努力をしなければいけないといふことはまことにごもつともだと思ひますので、今後努力をいたしたいと思ひます。

○稲葉誠委員 どうもありがとうございます。

○上村委員長代理 岡本富夫君。

○岡本委員 参考人の皆さん、どうも御苦勞さまで。実は十二時から本会議がございしますので時間が非常に短くなりましたので、私も簡単にさせていただきます。

最初に竹内参考人にお聞きしますが、この法律ができましたと恐らく日弁連の中で会則の制定をしなければならぬと思うのです。これは恐らく各単位の会の方と同じような状態になるだろうと思うのですが、二年以内ぐらいにはこれができるとかどううか、また日弁連の中で大変御議論があつて御苦勞されると思ひますけれども、これについてお聞きいたします。

次に、濱田参考人には、あなたは渉外事務所をつくつて相当活躍されておるようでありますけれども、あなたのような専門家ですか、こういう弁護士が相当いるのでしょうか。外国と太刀打ちするぐらいいるのかどうか、この養成についてはどういふことが必要なのか、これをひとつお聞きいたします。

それから三ヶ月先生、司法制度の問題で話がありましたけれども、私も予備士官学校を出ましたが、これは消耗品をつくるところでございまして、国内にも相当あり、また私、中支でしたが、こつちにもあり、各所にありましたから、これとの比較はちよつと無理だろうと私は思ふのです、貴重な御意見をいただきましたけれども、それで、この法律が通りました経済摩擦が解消するのかどうか、アメリカの言うところの経済摩擦につ

いてどういふ効果があるのか、これについて御意見を承りたい。

〔上村委員長代理退席、村上委員長代理着席〕

最後に、小倉参考人には、お話を聞きますと、私の知り合ひも実は大阪で弁護士事務所をやつておりまして、冬柴さんを中心に十五、六人チームを組んでやっております。大きな仕事はやっぱりチームを組まないといけないですね。その場合に、外国の弁護士がこつちへ参りまして、どうしてもやはり、日本の弁護士を雇つてはいけない、共同してはいけないというのですけれども、そのチームの中に組み入れなければ仕事ができないのではないかとありますが、この法律との関係について、小倉さんの御意見がありましたらひとつお聞きしたい。

以上です。

○竹内参考人 会則の制定につきましては、先ほど御報告いたしましたように、日弁連の中におきましては既に外国弁護士対策委員会内に会則案文等検討小委員会、これは十四名で構成されておりますが、これを設置いたしまして活動を開始いたしております。

それは一体どのぐらいかかるのかというのは、これはちよつとまだ予測を許さない問題でございまして明確には申し上げかねるのですが、手続だけちよつと御報告いたしますと、まず小委員会をつくりまして、それを理事会に上げてまして理事会で承認を得まして、それを臨時総会あるいは定時総会にかけようということになりますと、この会則の制定というのは実は総会事項になつておりまして、その総会にかけられるためには代議員会というのを開かなければなりません。代議員会の議を経まして、そして総会にかけると、こういう手順になる次第でございします。

私も、現執行部ではございませぬので今後どういふスケジュールでやるということとは申し上げかねるのございしますが、先ほど申し上げました三月二十九日の北山新会長に対する申し送りの際

には、今後の推移いかんによつては年度内に臨時総会を開くは開かなければならぬ事態にならうかと思ひますというところは申し上げておきました。ということとは、この法律の制定を見ましてそれが施行されるということになりますと、その施行との関係におきましてやはり日弁連としてはその前に会則等整備する必要があると思ひますので、それに合わせて今後作業を進めていかなければならない。それでは、それは一年以内にできるのか、私はやろうと思ひますと思つておるのでございします。

ただ、今回の会則は一つ特色がございしますのは、各単位の会則ができていない場合に日弁連の会則を準用するということを実は考えております。そのために今度日弁連でつくりまします会則につきましては各単位の意見も十分聞く必要がある、こういうことが一つ条件として残つておりますので、なお、どの程度でできるのかといふのは、今申し上げたようないろいろな諸手続を経なければならぬといふことを前提にひとつお考えいただきたいと思ひますが、一年以内でできぬことはないと思ひます。

以上でございします。

○濱田参考人 渉外専門弁護士の数でございしますが、私も日弁連関係その他いろいろところで数を言つております中で五百人という数が出ておるのがありますけれども、その五百人というのは、渉外もやる、そういう人たちを入れると五百人ぐらいではないかという勘定でございまして、渉外が専門である、私なんかはその口でございまして、つきりした統計はございませぬけれども、せいぜい三百ぐらいのものではないか。したがうして、その三百というものは全体としても少ないです、その中でまだ経験を十分に積んでない人たちもおりますので、本当にアメリカ、イギリスなり世界的に一丁前太刀打ちできる人の数といふことになりまして少なくなるわけで、太刀打ちできるだけの数があるかという御質問には、先

ほどから述べておりますように、今は残念ながらない。

ではどうしたらいいかという点は、やはり数をふやすということですが、三月先生が発言をされましたような案につきまして私は個人的には賛成でございますが、弁護士会へ行くというところはふん限られてなかなか発言できないのでございますが、つまり私、倍増してほしいというのは、これは必ずしも弁護士だけを倍増しろといったことではなくて、まず法曹人口自体をふやして適正な裁判制度によって紛争が解決するんだ、日本の中ではそういうふうな裁判も促進し、特に民事の問題につきましても公正な司法判断が容易に得られるんだというふうな社会をつくること、やはり対外的にも必要なわけなんです。そういう意味で、まず法曹人口自体をもっとふやして能率的な司法制度の運用をし、かつ、その中でその幾分かをこういった国際的な渉外事務にも向けてよろしいのではないかとこのように考えておるわけなんです。したがって、国費で全部出していればそれでいいとは思っていませんし、出していただいてもよろしいとは思っています。けれども、現実問題として出ない場合にどうするか。私自身は、例えばその成績で五百番までは全部出るけれども、五百一番から千番までは自費とか、そういうドラスチックなことを考えてもよろしいのではないかと、やはり財政緊縮の折、弁護士だけが甘えようというところで発言しているわけではなくて、または弁護士会がそれこそ自前の研修的なものを努力をすべきではないか、私自身はそういうふうな思っております。ただ、今のままだというのではどうにもならないので、その点をぜひひとつというところでございます。

○三月月参考人 私の士官学校論、いささかドラスチックでございました。私の言いたいことはこういうことではございません。法曹人口をふやすことについての障害が二つございまして言われてきました。一つは人件費で、司法修習生の月給丸抱えは五百人以上は絶対出ないということ、もう一つ

は、司法研修所の施設があれだけ立派なものを一つこしらえて、あれは大体最大の講堂は五百人ぐらいしか入らないようなものでございまして、ここで教育するにはおのずから入れ物の面からの制約がある、こういうことが言われるわけでございます。私にはやはり両方突破せねばいかぬのじゃないか。人件費の問題は今のようない問題でございますが、実は裁判官、弁護士の研修というのは、一カ所にまとめてやるというのは戦後の一つの新しい試みで、非常にいい試みではございますが、これは決して世界各国で普遍的なことでもないし、戦前の日本は弁護士は各弁護士会ごとに養成をいたしておりましたし、裁判官の試補の教育もかなり分散的な形でやられていたわけではございまして、どうしても一カ所でまとめてやらなければ将来の法曹が養成できないという考え方、むしろ戦後の日本の司法研修制度は非常にいい面を持っていることではございますが、これがすべてではないということも申し上げただけでございます。まして、その辺は余り……

もう一つ、経済摩擦の解決に今回の法案がどれだけの役に立つか、これはむしろ日弁連の方の御意見を伺うのが順序で、私は全然予測しきれないでございますが、この程度の法案をつくったからといって、外国の弁護士がすぐ納得して引き下がっておとなしくなるとは思われないのでございまして、これができても次から次へといういろいろな問題を持つてくるのではなからうか。そのときにやはり大義名分としてはサービスの自由化ということではどこまでも出てくる。その意味においては、これは一つの結末というか、一つの曲がり角をどうやら越えたというところではございますが、これで経済摩擦、サービスの自由化、法律業務の自由化というふうな声が完全に終息するとは私は考えていないのでございます。この点はむしろ日弁連の責任ある判断という方が私は正確じゃないか、こう思うわけではございます。

○小倉参考人 外国弁護士が日本の弁護士とチームワークをするに当たって、この法案では差し支

えがあるのではないかと御質問かと思えますが、私たち弁護士業務を利用します立場からいたしますと、確かに御指摘の点は非常に気になるところでございまして、法案の第四十九条の關係かと思えますが、依頼者といえますかクライアントの立場として意見を求められるとしますと、もう少し制限が緩くてもどうかという気がしないではございません。しかし、この案によりましても個々のプロジェクトごとに日本の弁護士と外国弁護士と一緒に仕事をすることは禁止されてはいないというふうに理解をしておりますので……

それからこの問題は日本の弁護士の方々の現実的な利害に直接非常に重大な影響のある問題でございまして、余りサービスをj利用する立場から便利さだけを強調いたしまして、非常に偏った意見を申し上げるのもどうかと思うものでございまして、その辺の事情を考えてみますと、この現在の案程度の制限はやむを得ないのではないかとこのように感想を持っております。

○岡本委員 これで終わります。余り日弁連の方にここで次々とお聞きしますと後で問題があるうと思しますので、このくらいにしておきます。どうもありがとうございます。

○村上委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 諸先生方お忙しいところありがとうございます。いろいろ御意見を承っております。幾つかの問題点をお聞きしたいと思います。

一つは三月先生にお聞きしたのでございまして、今度の法案がほかの国の例と比較してどういう位置にあるのか、私は経済摩擦の一環としてこれをやるなんということはとんでもないと実は内心思っておったのでございまして。と申しましたも国際化という面において、ある意味からは、例えばアメリカの弁護士なども各州によっていろいろ違うわけではございまして、各州で別々に試験するみたいな格好でまさに玉石混交じゃない

か。そういうところを何か日弁連の方が余りむちゃにならぬようにいろいろ案を練られたと思いたすけれども、諸外国と比較して今回の我が国の立法がどういう位置づけにあるのかということをもまず第一にお聞きしたいと思います。

○三月月参考人 立法の過程、比較法につきましては、むしろ日弁連や法務省の方で外国まで行ってお調べになつているので、私も間接的な知識でございまして、どこの国でもやはり訴訟実務の方へ介入するのは困るという形でチェックをする、それからやはり業務対象というふうなものもある程度自分の国、得意とするところに限定するというのが大体の多いところである。それから協力関係につきましても、そう野放しにしているところは多くない。それで何らかの干渉をしようとするのが、既にこれまで恐らく検討の過程で取り上げられた立法例ではなからうか。たつた一つ非常に大きな特徴で、また多少問題になったと思われまして、日弁連という民間団体の監督に服するところ、これは非常に日本の特異性である。これは多くは外国は裁判所の監督に服する。私は、これは日本の弁護士制度の一つの特徴でございまして、そういう制度を前提とするなら、やはり日弁連の方に入つてもうのうのが当たり前ではないかと考えておまして、特に批判を持っております。

大体そういうところではなからうか。詳しいことはむしろ法務省あるいは日弁連の方が外国の立法例はお詳しいのじゃないかと思いたす。

○安倍(基)委員 では、今の問題に関連しまして日弁連の方の御意見と、もう一つ同じく日弁連にお聞きしたのでございまして、さつきから弁護士の人数をふやすという話がある。濱田参考人のあれを見ますと、確かにえらい数が違う、日本もふやすべきだという御意見もございました。しかしまた逆に言えば、それだけ多いというのは玉石混交で、わけのわからぬのが随分入るんじゃないかという気持ちもございまして、ほかの、今の立法についての諸外国とのバランスというか、

それについての御見解と、それから人数をふやすことについての弁護士会としての受け取り方、二点についてお聞きしたいと思います。

○竹内参考人 外国の事例につきましては私も文献等で承知しております程度でございますが、全体を共通しての特色といえますと、今三ヶ月先生がお話しになりましたところで十分ではないかと思ひますが、法廷に立たせるといふことはどの国におきましても認めていないといふことは共通した点であろうと思ひます。あと、これはそれぞれの国の文化的あるいは歴史的背景でございまして、それぞれその国の実態に応じて若干ずつの違いがあると思ひますけれども、日本の場合は日弁連に自治権が認められているといふことから今回のような法案になったと私どもは理解いたしております。

それから人数をふやすことにつきましては、日弁連が特にこの問題に深くかみ込んでやるということはいないと思ひますけれども、全体の受けとめ方といたしましては人数はやはり現状のままでは問題があるといふことは共通の考え方だと思っております。これは単に弁護士だけの問題ではなくて、法曹人口全体との関連で最近特にまた問題になってきておりますけれども、ただ予算その他の関係で制約はあろうといふことで、この問題に特に積極的に取り組んでいないと私は理解いたしております。

○安倍(基)委員 予算の問題といふのは、その本当の意味の制約にはならない。本来、社会が必要とするのであればその辺へ予算をふやせばいいのであつて、それを余り一つの障害と見ることはおかしい。本場に弁護士といふのはもつとふやすべきなのか。私もちよつと外国の例を見て、余り差が大き過ぎる。また逆にふやし過ぎるのもどうか。私は海外へも行ったことがあるのですけれども、ソリシターといふものがあつて、一つの中問的なものがあるといふ要素もございまして。パリスターとソリシター。そういうようなこともありまして、そういうものも含めてこれからどうい

のが一番いいのだろうかという問題が一つあると思ひます。外国の大勢の中の本場に弁護士に値するのがあるのか。あるいは司法書士に当たるような者までが入っている可能性もあるわけですね。そういったことが一つの問題点かと思ひますけれども、その点は今後のいわば日本の弁護士制度のあり方として、そういうパリスター、ソリシターの二分法でいくのか、人数をふやすにしてもその辺についていかでございましょうか。

○竹内参考人 ちよつと私、不勉強でございまして、そこまで日弁連でどう議論しているのか、今知識を持ち合わせておりませんので申しわけございません。私、現職でもございまして、日弁連の立場で今後のことについて発言することもちよつとできませんのでお許しくださいと思ひます。

○濱田参考人 御指摘の点はまことにそのとおりでございまして、今まで私の知っている限りにおいてはパリスター、ソリシターのものを導入しようといふ考えは全然出ておりません。しかしながら今回の外国法事務弁護士といふのはソリシターの、英語でどう言うんだといふことが先ほどありましたけれども、そういうことを考えておりますので、結果論としては今度の制度が一種のソリシター制度を導入したといふことになつたと思ひます。そしてもちろん適正な人数の範囲については我々自身も今後十分に考えてそれを要望していきたいと思ひます。

ビスをどんどん提供できる人間がふえるのはいいけれども、また逆に小さな企業の場合はだまされてしまふという場合もなきにしもあらずであるわけでございますから、そういったものについての歯どめといふか、そういったことをどうお考えになるか、小倉参考人にお伺いします。

○小倉参考人 企業の場合は一般の個人の場合とは違ひまして、幾ら小さな会社でも何か国際的な仕事を始めようという場合には、当然もう既にそういう経験のあるところとか、大きな会社、系列の会社なんかいろいろ照会をいたしまして、慎重に事を運ぶといふのが普通でございまして、私も自分の系列の会社から、いろいろどこか外国のい法律家とか弁護士はいないかといふような照会をよく受けるわけでございます。そういう御指摘のような心配は全然ないといふことは言ひませんけれども、そんなに多く出てくるケースではないと思ひます。むしろ今まで外国に所在する法律事務所とかあるいは外国の弁護士しか使えなかつたといふようなところがどちからかと言へば制約になつていたと思ひますので、そういうことでサービス多様化してくることは非常に歓迎すべきことであると思ひます。

それで、企業の場合は確かに外国の法律事務所といふのは非常に積極的にございまして、私なんかもちよつとつかひしますと余計なものまで頼んで相当費用がかさむといふような例はないことはございませぬ。しかし、企業の場合は使う方はある意味ではプロでございまして、余りその御心配になることはないのではないかと私は思ひます。

○安倍(基)委員 大きな企業の場合はいいんですけれども、中小企業で結構海外にいろいろ仕事を始めるのがありまして、そういった連中がころつとだまされても困るなという気もするわけでございます。そういった点ちよつと相手は玉石混交だけに、しよつちゅう玉石混交と言ひますけれども、ちよつと問題もあるのじゃないかと思ひますので、ございませぬ。

最後に、もう時間もございせんから、さっきのパリスター、ソリシターの関連で三ヶ月参考人に、これからの日本の弁護士体系が、確かに今度の場合外国のあれを入れるのは半ばソリシターの要素があると思ひますけれども、日本のそういう海外との交流の関係で人数をふやすといつても、パリスターは大体決めておく、ソリシターをふやすといふ見方も一つあると思ひますけれども、その点いかがお考えになつていらつしやるかをお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○三ヶ月参考人 パリスターとソリシターに二つに分けるといふのは、むしろ世界の歴史の中ではだんだん消滅しつつありまして、私自身も日本にそれをとるよりはむしろ一本の弁護士を拡充強化するといふ方向を外してはいけないのではなからうかという感じを持つてございまして、できるだけそういう方向で日本の弁護士が量と質と両方充実することを祈念しておるわけでございます。二元主義はよくないのじゃないかという感じでございます。

それから玉石混交といふことでございまして、どの社会にも玉石混交はあるわけで、日本の弁護士の数がこれだけだから玉ばかりか、それでアメリカは多いから石があるか、みんなそれぞれ比例的には一定の割合が出てくるのではなからうかという感じでございます。

○安倍(基)委員 最後でございまして、確かに人数をふやすといふのがプラスの面もあるけれども、またマイナスの面もある。特に海外との場合には、さつきもお話ししましたように各州で違ひ、ニューヨーク州くらいならまだましだけれども、ロイカルにもある、これからまた東南アジアの弁護士も出てくるというぐあいになりますと、国際化につきましてやはりある程度の歯どめといひますか、その辺は考えるべきじゃないかと思ひます。時間もございせんからこの辺でやめます。どうもありがとうございました。

○村上委員長代理 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 短時間ですが、まず竹内参考人に、アメリカの相互主義の關係で、アメリカの方で七州、日本の弁護士を受け入れるというところを決めなくてはいいけない、そういうような意見などもありますし、そしてまた相当数の州が受け入れなければならぬというところでいいと思えますけれども、現実問題としてはこの二年間に法務の施行日を決める、この期間までの間に具体的にアメリカは何州というような形で決着がつけるのか、これからどういうふうに進んでいくのか、ちよつとお伺いします。

○竹内参考人 これは私も情報として何う以外に今のところ手段はないわけでご覧いただけますけれども、この資料にもご覧いただけますように、ニューヨーク州、カリフォルニア、ハワイ、ミシガン、ワシントンD.C.、この五州と、それにつけ加えまして、先ほど申し上げましたイリノイ、テキサスを希望するということをおもひも総会等でも議論したわけでご覧いただけます。御存じのように、その中でニューヨーク州はもう既に開放になっております。その後ミシガン、ワシントンD.C.が開放になったと伺っております。カリフォルニアもそう遠くはないであろうと伺っております。ハワイも、最近いろいろ問題を提起した人もいますのでございませうけれども、そう遠くなく開放するのではなからうかというふうにご覧いただけます。そういう次第でございまして、私もいたしましては、私も要求いたしましたところが今後短期間のうちに実現されることを希望してございまして、それとの絡みでこの法律の施行日が決まることを期待してございまして、

○柴田(睦)委員 引き続きお伺いします。日本に現在おりますトレーニーあるいはローグラーという人たちの非弁活動というものが問題になるのではないかと思いますけれども、こういうものに対する日弁連としての対応はどういうふうになっておりますか。

○竹内参考人 従来そういう方たちの中に問題を起こしておる人がございまして、日弁連も非弁委員会等でこれに対応したてきたのでございませうが、必ずしもこれが適切に対応できなかったというのが実態であると思ひます。今度こういう形で法律が明確になりますと、従来問題にされたようなトレーニー、クラークの存在というのははつきり取り締まることは可能になるというふうな私どもも理解いたしております。

○柴田(睦)委員 ちよつと濱田参考人にお伺いしたいと思ひます。今度の法案ではローファームの進出はできないという形になっておりますが、現実にはこれからそういう問題が生じてくる可能性があります。ローファームとしては建前上進出できないようになつておりますが、これはアメリカ側の非常に強い要求がございまして、日本でのこのたびの特別の資格を得た個人の外国法事務弁護士が本国でどういう事務所に所属しているかという、いわば個人の属性として本国の事務所名を付加するという形で、実質的には非常に問題になつておりましたローファーム名の表示問題は解決した形になつております。したがって、建前としてはローファームは進出しないということですが、経済実態としては、特に東京の高いところで三億円出して百五十坪も借りておるような事務所もございまして、とても個人で三億円はいくらと出さずにはあり得ないわけでご覧いただけますので、実質的にはローファーム単位での進出はアメリカからは三十ぐらい来るのじゃないかと思ひます。そういうことになると思ひます。

○柴田(睦)委員 小倉参考人にお伺いしますが、この法律が施行され、例えばニューヨーク州との關係で、相互主義で日本の弁護士が進出できるということになった場合に、アメリカへ日本の弁護士が行けば日本法の事務弁護士ということになると思ひますが、そういう人の需要があるのか。それから、ニューヨーク州では居住するというのが要件がありますけれども、向こうに居住してそういう仕事をやる弁護士がいるかお伺いしたいと思ひます。

○小倉参考人 お答えいたします。御質問の点が、長期的に将来どういうふうになるかということはおもひもちよつと自信を持ってお答えすることはできませんけれども、短期的には、日本の弁護士さんがニューヨークなりほかの外国へ行かれました、それを日本の企業が非常に積極的に使っていくというふうなことは、すぐにはならないとは思ひます。その理由は、まず外国でそういう資格を取られて活躍される日本の弁護士さんがどれくらいいらっしゃるかという人的な供給力の問題といひます。それから日本の弁護士さんの人数の問題がいろいろ議論されておるわけでご覧いただけますが、外国へ進出して日本の企業のためにサービスをやるという方がそんなにたくさんこの短期間の間に出てくるというふうには思ひません。それから、そういうかなりの数が出ていただけて非常に組織的な活動がされるということになりますと企業側としても利用しやすくなりますけれども、何か一人か二人どこかにいらつしやるというふうな状態でございまして、利用側としては非常にやりにくいということもございまして、それともう一つは、これも最前申し上げたこととございまして、最近かなりの会社が法律關係のスタッフをそろえてございまして、外国まで行って日本の弁護士さんのサービスを受けなければならぬという必要性は、少なくなつていくことはあつても、これからふえる傾向ではないのじゃないかというふうには思ひます。

○柴田(睦)委員 時間ですから終わります。三ヶ月先生、質問しませんでしたけれども、御意見は伺ひました。○村上委員長代理 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。この際、厚く御礼を申し上げます。(拍手)午後十一時四十八分休憩

午後一時二十九分開議
○榎家委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。林百郎君。

○林(百)委員 既にこの問題についてはいろいろ議論されたのですけれども、日本の弁護士制度というものは、日本の司法制度の三本柱の一つになつておられて、日本の主権の行使の一環をなすものであつて、これは決してビジネスライクで処理される部門ではないのですが、これをアメリカ側では貿易の自由化あるいはアクションプログラムの中に入れておるという形です。ビジネスの側面から日本に求めておるわけですから、その辺のことについて法務省としてはどういうふうにお考えになつて調整をされたのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 確かに委員ただいま御指摘のように、米政府あるいはその後E.C諸国の政府からこの弁護士受け入れ問題が貿易摩擦の一環という形で提起されたことは御指摘のとおりでございます。これは二つの側面があるかと思ひますけれども、一つは、日本へ企業が進出する場合に外国のそれぞの国の弁護士の助けを必要とするという観点からのいわゆる市場アクセスを進めるための側面があるという点の一つでございますが、もう一つは弁護士業務自体がサービス業務だということから、サービスの自由化という観点で交

○井嶋政府委員 確かに委員ただいま御指摘のように、米政府あるいはその後E.C諸国の政府からこの弁護士受け入れ問題が貿易摩擦の一環という形で提起されたことは御指摘のとおりでございます。これは二つの側面があるかと思ひますけれども、一つは、日本へ企業が進出する場合に外国のそれぞの国の弁護士の助けを必要とするという観点からのいわゆる市場アクセスを進めるための側面があるという点の一つでございますが、もう一つは弁護士業務自体がサービス業務だということから、サービスの自由化という観点で交

○井嶋政府委員 確かに委員ただいま御指摘のように、米政府あるいはその後E.C諸国の政府からこの弁護士受け入れ問題が貿易摩擦の一環という形で提起されたことは御指摘のとおりでございます。これは二つの側面があるかと思ひますけれども、一つは、日本へ企業が進出する場合に外国のそれぞの国の弁護士の助けを必要とするという観点からのいわゆる市場アクセスを進めるための側面があるという点の一つでございますが、もう一つは弁護士業務自体がサービス業務だということから、サービスの自由化という観点で交

○井嶋政府委員 確かに委員ただいま御指摘のように、米政府あるいはその後E.C諸国の政府からこの弁護士受け入れ問題が貿易摩擦の一環という形で提起されたことは御指摘のとおりでございます。これは二つの側面があるかと思ひますけれども、一つは、日本へ企業が進出する場合に外国のそれぞの国の弁護士の助けを必要とするという観点からのいわゆる市場アクセスを進めるための側面があるという点の一つでございますが、もう一つは弁護士業務自体がサービス業務だということから、サービスの自由化という観点で交

○井嶋政府委員 確かに委員ただいま御指摘のように、米政府あるいはその後E.C諸国の政府からこの弁護士受け入れ問題が貿易摩擦の一環という形で提起されたことは御指摘のとおりでございます。これは二つの側面があるかと思ひますけれども、一つは、日本へ企業が進出する場合に外国のそれぞの国の弁護士の助けを必要とするという観点からのいわゆる市場アクセスを進めるための側面があるという点の一つでございますが、もう一つは弁護士業務自体がサービス業務だということから、サービスの自由化という観点で交

流をすべきである、こういう観点であつたわけ
でございます。

それは確かに契機になつたわけでございま
すが、ただいま御指摘のように、弁護士の間際交流
という問題は、まさに司法制度の一翼を担
つております弁護士制度そのものに深くかわり
合ひを持つものでございます。弁護士制度は、御
案内のとおり我が国民の法的生活の安定に寄与
する非常に重要なものでございます。そういう観
点から、政府といたしましては、経済的側面から
のみ受けとめはならないという観点で、終始一
貫司法制度の枠内でこれを解決するという態度を
鮮明にし、内外に明らかにしてまいつたわけで
ございまして、今日その柱を貫きましてこの法案の
作成にまでこぎつけたというところでございま
して、私どもは御指摘のような点につきましては十
分配慮してまいつたつもりでございまして、

○林(百)委員 貿易の黒字解消のビジネスの側面
から見れば、恐らくアメリカはこの法案で満足し
てはいないのじゃないかというふうに想像するわ
けです。したがって、膨大な日本の貿易の黒字を
解消する一環としてこの制度を考えるとすれば、
さらに第二、第三の要求もアメリカから出てく
ることが想像されるわけです。今、井嶋さんが答
えられましたように、これは日本の司法制度の一環
としての日本の主権の行使に関する問題であつ
て、ビジネスラインだけで考えられるものではない
ということ、そのはじめをちゃんと今後もつ
けられていかれるかどうか、念のために聞いてお
きたいと思ひます。

○井嶋政府委員 今度の制度は、そういった司法
制度の一環としてとらえてまいつたわけでござい
ます。現在のような国際的法律事務の増大あるい
はこれからの将来の増大ということを考えました
場合には、どうしても弁護士の国際交流が必要に
なる。これはやはり重要な司法制度の変革でござ
いますけれども、そういった観点からこれを解決
すべく努力してまいつたわけでございますが、こ
の姿勢と申しますか考え方は今後とも将来に向か

つて堅持してまいりまして、国際化に対応してま
いりたいと考えております。

○林(百)委員 もう一つの問題は、外国弁護士を
許可するかどうかは法務大臣の権限にあるわけ
ですけれども、日本の弁護士制度の伝統としては弁
護士自治ということで一貫して貫かれ、同時に日
本の司法の運営についても、裁判所、検察庁、弁
護士という三つの柱の調整のもとに日本の司法が
運営されてきたわけです。今後とも、私、この法
案が出たのがきっかけで弁護士の分野へ国の権限
が入り込んできて、そのために従来の弁護士の自
治権が侵されるのではないかと、その点について
配になるわけですが、その点については法
務大臣はどういうふうにお考えになっておられ
ますか。あくまで弁護士の自治権を守り、そして
今後の法の運用については弁護士会の意見も聴取
して調整を図っていくというお考えに徹してい
られるのでしょうか、どうでしょうか。

○鈴木国務大臣 お尋ねのとおりと考えておりま
す。

日本弁護士会、日本の弁護士制度の自治とい
うものはこれからは尊重してまいらうと思ひま
すし、お尋ねの外国法律事務所弁護士の許可とい
う点についても日弁連の意見等を十分尊重しなが
らやってまいりたい、こういうふうにお考えで
おります。

○林(百)委員 午前中の参考人の意見陳述では、
アメリカのローファームの日本進出問題につ
いて、我が党の衆議院議員が濱田参考人に質問した
わけですが、法律の建前上ローファームの
進出はできないことにはなっているが、アメリカ
側の強い要求で本国の事務所名を付加できるとな
ったので、実質的には解決できたと思はれる。
経済実態としては東京で事務所を開こうと思えば
何億円という資金を必要とするので、個人では事
務所の開設はできないからだ。したがって、三十
ぐらゐの事務所が進出してくるのではないかと、
要するに、ローファームは形の上では本国の事務
所名を付加できるということになっておるが、実

際はローファームが進出してくるのではないかと、
しかもそれは膨大な資金をもって三十カ所ぐらゐ
の事務所が進出してくるのではないかと、こういう
ことを濱田参考人が答えておられるわけですが、こ
れは非常に重要な問題になると思ひます。

そこで、確認のために質問したいのですが、こ
の法案は、外国の法律事務所の日本での支店、出
張所等の開設を基本的には認めていない。要する
に、何十億というような資金を出し、何十人とい
うようなアメリカのローヤーがそこで仕事をする
ようなローファームの進出はできないのでしょうか、
か、やろうと思えばできるのでしょうか。

○井嶋政府委員 この法律では、法務大臣が資格
を承認いたしますのはあくまで個人の資格を承認
するという考え方に立つておりまして、外国のロ
ーファームの支店そのものの設置を認めるという
ようなシステムではございません。したがっていま
し、あくまで個人ベースで申請を受け、個人ペ
ースで承認をするということになるわけでございま
す。ただ、濱田参考人も申しておりましたが、米
国あるいは英国、その他外国から進出してまい
ります場合、外国にはローファームというようない
つの弁護士の業務形態がございまして、そうい
ったところからいわれる個人で派遣をされてくる
というようにならざるを得ないと思はれるわけで
ございまして、そういった形で派遣されてくる個人
を、個人の資格として認める。そういった方が日
本で、お互い同士二、三人、一つの事務所をつ
くるといふようなことはあり得ようと思ひますけ
れども、あくまで、今御指摘のような何十人とい
うような規模の支店そのものを設置することを認め
るシステムにはなっておりません。

○林(百)委員 認めるシステムにはなっていない
というのだけれども、外国弁護士を、井嶋さんの
言われるようにそれは許可は一人ずつしていきま
すけれども、一人ずつ五十人許可すれば五十人固
まれば、名刺のところへ事務所名を書く
ことができる、名刺のところへ事務所名を書く
ことができるということもありますが、そういう

人たちがファームをつくつてはいけないという規
定は別にないのじゃないですか。だから、やろう
と思えばできないことはない。そういうように、
法務大臣の許可を得たローヤーが一つのファーム
になるといふことを禁じてはいないように思ひ
ますが、どうでしょうか。

○但木説明員 委員御指摘のとおり、我が国で外
国法律事務所が我が国の資格に基づいて外国法
事務所弁護士と共同経営に入るとか、そういうこと
を禁止する規定はございません。ただし、先ほど
答弁にありましたように、この制度はあくまでも
我が国の制度として、我が国の資格として個々の
承認をするシステムになっております。したが
りまして、日本の国内でのローファームというの
はアメリカのローファームの支店として形成され
るものではない。我が国でそうした我が国の資格を
得た外国法律事務所弁護士同士がどういふ規模でど
ういふ共同経営をするかという問題でしかないの
だということをおし上げておきたいと思ひます。

○林(百)委員 どうもそこそこところはつきりし
ないで、例えば看板を掲げることができ、名
刺や書類への記載は小さい字で括弧書きにする
というふうなことになるのですけれども、許
可を得た弁護士が共同で事務所を持つというこ
とを別に禁じてはいないように思ひますが、ど
うでしょうか。

○但木説明員 そのとおりでございます。

○林(百)委員 そうすると、いやしくも膨大な資
金力を持つて外国人弁護士が一つの事務所を
持つ、恐らくまとまった相当の事務所を持つと思
うわけでございまして、その事務所が事務所とし
て日本弁護士と、まあ雇用ということとは法文の正
面からいって事務所が雇用するということでは
ないといふことは解しますが、その点は正確に答
えていただきたいと思ひますが、要するにその事
務所が日本弁護士を使う、本来はそういうことが
できない建前になっておりますけれども、金力を持
つておるアメリカの外国法律事務所が資金力のある事
務所に結集して、法律上は雇用でなくとも事実上

は日本弁護士を雇用するという形で日本の法律事務を運用するということはできないことはいない、やろうと思えばやれるんじゃないかというように思うのですが、その点はどうでしょうか。

○但木説明員 本法案の四十九条では外国法事務弁護士と我が国の弁護士との関係を規律してございます。

まず四十九条第一項では、「外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。」という規定を設けております。したがって、外国法事務弁護士が我が国の弁護士を雇用して法廷活動等を実際に行うということはできないことになっております。また、委員御指摘の御心配でございますが、たとえ形式的には外国法事務弁護士が日本の弁護士を雇っていないような様相を呈していても実質的に日本の弁護士を雇っていることがわかってしまえば、当然四十九条の一項で禁止され、懲戒等の対象になるというふうに考えております。

また、四十九条の二項では、「外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士が法律事務を行って得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。」と規定いたしまして、外国法事務弁護士が我が国の弁護士が日本法に關する法律事務の処理等によつて得た報酬の分配に不当にあずかるような道はこれに禁止しております。

○林(百)委員 確かに四十九条にはそうあるのですが、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする組合契約あるいは共同事業という形ではなくて、特定弁護士と特殊な関係を持つて、事実上はローファームと特殊な関係を持った弁護士あるいは協力日本弁護士というようなものができる可能性がありはしないか。あるいはそれをチェックする、それは御心配でしようが四十九条がありまですので十分その心配は解消されますというのですが、四十九条のチェックで、事実上契約を結ぶとか、この四十九条を脱法して特定の弁護士と常に関係を持つていようということができるの

じやないですかね。そこまで神経質に考えなくていいというならいいのですが、この四十九条に關係してちよつとお聞きしておきたいと思うので

○但木説明員 委員御指摘のような心配もございまして、日弁連の中ではこの条項につきまして相当な論議が行われ、また法務省もそれに一定程度関与してきたわけでございまして。我が国が結局考えたのは、外国法事務弁護士が我が国の弁護士との収益に依存すると申しますか、我が国の弁護士の収益がふえることによつて直接的に自分の収益もふえる、こういうような関係ができませんと、必然的に外国法事務弁護士が我が国の弁護士を指揮等いたしまして日本法に關する事務について口出しをしてはならないかというのを考えたわけでございまして。したがって、四十九条の一項、二項はこのような心配を払拭するために設けられた規定でありまして、私はこの条項によつて十分外国法事務弁護士が我が国の日本法に關する法律事務に介入することを防止できるものと考えております。

ただ、その防止の手段といたしましては、もちろん日弁連なりあるいは単位弁護士会なりの適正な監督ということも必要でしようし、また雇われの方の我が国の弁護士の倫理上の問題というものもやはり問われるところではないかというふうに考えております。

○林(百)委員 もしそういうことがあつた場合、日弁連の懲戒の規定によつて日弁連自身がそれをチェックするという機能を發揮することはできるわけですか。

○但木説明員 外国法事務弁護士に対する監督、指導、懲戒の権限は、いずれも日弁連の権限といたしております。したがって、日弁連がその権限を有効、適切に運用してくれるものと確信しております。

○林(百)委員 相互主義の問題ですけれども、日弁連側の意向で見ますと、ニューヨーク、カリフォルニア、ハワイ、ミシガン、ワシントンDCと

いうようなところ、少なくとも相当数の主要な州が我が国の弁護士を受け入れる制度を有していること、こういうような要求になっておるわけなんですけれども、ただいまはどういう州が相互主義になつてゐるのか、将来はどういう見通しなのか。私はアメリカの弁護士制度を十分熟知しておらないのですが、アメリカの弁護士は、例えばニューヨーク州で弁護士の資格を取つてゐる者はカリフォルニアへ行つて弁護士の業務はできるのか。向こうの方の弁護士が各州でそれぞれ弁護士としての仕事ができるということになれば、これはやはり相互主義ということになると、日本の国とアメリカの国との全体の相互主義にならないと本当の相互主義にならないと思ひますが、アメリカ国内における各州の弁護士の相互の仕事の關係、それから日弁連から出ておる五つの州、これとの相互主義の見通しについてはどういふ見通しですか、説明願ひたいと思ひます。

○井嶋政府委員 まず相互主義の關係でございまして、既に現在ニューヨーク州とミシガン州とワシントンDCは外国弁護士を受け入れる制度を持つております。指摘された五州の中で残りましたカリフォルニア、ハワイにつきましては、現在州の裁判所あるいは弁護士会で裁判所ルールの改正について検討をしておる段階でございまして、私も承知しております限り、カリフォルニア、ハワイにつきましては今年じゅうには開放することになるだろう。最も早ければ夏までではないかというふうなことも言われておるわけで、早晩あつたというふうに見通しを持つておるわけでござい

ます。それから、アメリカの弁護士の活動の關係でございまして、もう既に御案内のとおり、アメリカでは弁護士資格は各州単位に付与されるわけでございまして。したがって、基本的には一つの州の弁護士は他州では弁護士ではないわけでありまして。したがって、例えばニューヨーク州で資格を持つておられます弁護士は、カリフォルニアで弁護士資格を持たないあるいは登録をしておらな

い者であれば、もちろんカリフォルニア州へ出かけていってその裁判所に出廷して活動をするとか、その他カリフォルニア州の弁護士のルールで制限されております事項についての法律事務を行うことはもちろんできないわけではございません。しかし、そういった制限のない部分につきまして、ニューヨークにおきまして広範囲にアメリカ法全体についての法律事務が取り扱えるということになっております。

さらに、今の場合はニューヨーク州の弁護士がカリフォルニア州に事務所を設けて活動することが制限されておるわけでありましても、(林(百)委員)事務所を持つことは「と呼ぶ」持つことは、そこで試験に通る登録されなければなりません。しかし、個別案件を処理する關係で例えばカリフォルニアへ出張していつて仕事をしてくるというふうなことはもちろんできるわけでありま

す。しかし、今申しましたように法廷活動とかあるいは一定の禁止されております法律事務を取り扱うことはできないというところでございまして。したがって、アメリカでは州単位で資格というものが定められ、仕事もそういった形で制約されておるわけで、相互主義の観点からは、アメリカの場合には州単位の相互主義で法律上は対応することになるというところでござい

ます。○林(百)委員 私が日本人だから言うわけじゃないのですけれども、日本では弁護士の資格は日本国全国に通用できるのですが、アメリカでは州ごとにそういうふうに制度が違ふから相互主義といつても州と日本の国との相互主義になるんだということになりますと、今後相当アメリカの各州が相互主義をとつてもらわれないとバランスの上からいつて何か不均衡のような感觸を私は持つわけなんです。将来、相互主義を広げるためにはアメリカ側とさらに交渉をするのでしうか。どういふお考えをお持ちでしょうか。これでいいことになるとお考えなんでしょうか。

○井嶋政府委員 けさほどの日弁連の参考人の御意見にもございましたけれども、アメリカにつき

ましてはできるだけ多くの州が開放することを要望するという立場を日弁連は持ちてございませう。もちろん私も政府も、アメリカとの関係におきましてできるだけ多くの州が開放し日本の弁護士と相互に交流できる制度になることが望ましいという立場から、従来アメリカ政府に対しまして日本の立場を要望し主張してまいりましたわけでございませう。そういう経過から、一昨年まではニューヨークしかなかったものが最近シカゴとかワシントンDCがあたりというのもその一つの動きであると思ひますし、さらにまたこの法案が成立いたしますと、これが一つの引き金になりまして、アメリカにおきましてさらに多くの州が相互に交流をするという観点から開放に向かうのではないかと期待してゐるわけでございませう。そういう観点から、私も今後ともこれは日弁連の御努力も必要だと思ひますけれども、特にアメリカに向けてできるだけ多くの州の開放を要求してまいりてゐるわけでございませう。

ちなみに現在三州あいておられますが、これが近い将来あと二州あいて五州になった場合にどのくらいの均衡が保てるのかということが一つあるわけでございませうけれども、現時点でアメリカに進出してあります企業の約三分の二が今の五州に集中しております。さらに現時点でアメリカに進出してあります銀行の出張所、支店の数の約五六%くらいが今の五州に集中しております。それからアメリカの弁護士の約三割がこの五州にやはり集中してあるというので、日本の弁護士にとりましてはこの五州が近い将来開くというところは、進出する弁護士にとつてそれなりの需要と申しますか、そういう観点から実質的にアメリカと日本との間でもそれなりの均衡は保てるのではないかと一応考へるわけでございませう。しかし、なおそれ以上に開いていくことが必要であることはもう十分理解をいたしますので、そういう観点からさらに要求を続けてまいりたいと思つておるわけでございませう。

○林(三)委員 いろいろの点で日本は日米安保条約などもありましてアメリカに從属的な側面が非常に多いので、弁護士の分野においては対等な形をとりたいたいのには弁護士の私の望みでもありますので、そういう質問をしたわけですが、飛び飛びの質問になつて恐縮ですが、法の七条で、これは法務大臣にお聞きした方がいゝのでしようか、外国法事務弁護士となる資格は「法務大臣の承認を受けた場合」ということになっていますが、これについては弁護士会との関係はどうなるのでしようか。

○但木説明員 本制度は、我が国の弁護士となる資格とほぼ同じようなシステムをとつております。すなわち、我が国の弁護士の場合には、弁護士法四條で定められておられますとおり、最高裁判所のいづゆる司法研修所の修習を了した者というものが弁護士となる資格を有する者というふうに四條では決められております。例外は五條にございませうが、この四條に相当するものが「法務大臣の承認」というものでございませう。したがって、その段階では弁護士会の権限ではなくて、法務大臣の権限となっております。ただし、承認をする場合には日弁連の意見を聴かなければならないという条が本法案の第十條の第三項にございませうので、承認の権限そのものは法務大臣に属しておりますが、「承認をする場合には、あらかじめ日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。」ことになっております。

○林(三)委員 法三條の二項になりますか、「外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。」この「書面による助言」というのは、何か形式が決まつておりますか。また、助言はどういう質と内容を持つたものになるのでしようか。

○但木説明員 この書面の様式等は現在別に定められておりません。現在、渉外事務関係ではリーガルオペレーションという形で外国の弁護士の意見をとおるわけですが、これも、我が国において外国法事務弁護士が我が国の弁護士の助言を受ける際に、書面上のリーガルオペレーションという形で恐らく助言を受けるのではないかと思ひます。

○林(三)委員 その次に、外国法弁護士が特定外国法の指定を受ける場合に、「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し」という非常に難しい法律があるのですが、この判断はどういうふうに事実上するのでしようか。

○但木説明員 本法案の十六條一項は、法務大臣が外国法事務弁護士の申請により特定外国法を指定し得る基準を示すものでございませう。原則的な規定は一号でございまして、「特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること。」と定められております。これは例えばニューヨーク州の弁護士がドイツに留学いたしましたドイツの司法試験に合格し、またニューヨーク州に戻りましてニューヨーク州の弁護士として活動しているような者を考へております。この者に特定外国法の指定をいたします根拠は、制度的にその外国法事務弁護士のドイツ法に関する知識が保証されているというところに基づくものでございませう。

二号は、いわばこの一号に準ずる規定でございませう。すなわち、資格という制度的保証はないものの、その外国法事務弁護士の第三國法の基本法令に関する学識が当該特定外国における弁護士と同等程度であり、かつ当該外国法に関する法律事務を五年以上取り扱つていたことによりまして、客観的に一号に準ずるものであることが明らかであつて、当該外国法事務弁護士に当該第三國法を取り扱わせても適正に法律事務を処理していただけるであろうということが期待できる者というところになるかと思ひます。ただ、これは非常に抽象的な基準でございまして、個々の申請の場合にはやはり個々の判断が必要であると思ひます。これにつきましてもさまざまな要素を考えなければならぬと思ひますが、例えば各国の司法試験制度あるいは法学教育の制度、司法試験と法学教育とのかわり、例えば一定程度の法学教育を受けた者はどの程度の確率で司法試験に合格しているか。例えば日本の場合ですと、法学部卒業生は約三万人と言われておりますが、その中で司法試験に合格する者は極めて少ないという実情がございませうが、アメリカとかあるいはドイツにおきましては、ロースクール等を卒業した者の大半が司法試験に合格するというような状態にございませうので、そうした司法試験と法学教育との関係で、当該外国の法学教育を終えてゐる、例えばロースクールを卒業してゐるというような者はほぼ司法試験に合格してゐる者と同じように扱つていいんだというふうな国もございませうし、そうでない国もあるかと思ひます。

また、法の遠近というものがございまして、例えば英米法系というのはコモンロー系でございませうが、これと大陸法系とは法体系が異なつております。また、ドイツ法とフランス法も異なつております。したがって、英米法系の弁護士が英米法系の他の外国の学識を取得するのは割合簡単でございませうが、逆に英米法系の人がドイツ法とかフランス法の学識を得るのはかなり困難であらう。その場合にどの程度の学識があればその者の学識が当該第三國の弁護士と同程度かということになるかは、やはり個々の判断を要するを得ないというところになるかと思ひます。

○林(三)委員 非常に難しい問題ですので、慎重に扱つていただきたいと思います。

大臣にお聞きします。これは國際的な問題になつていまして、アメリカの方では貿易の自由化あるいは黒字解消の問題とも関連して、サービス部門の自由化として考へてゐると思ひます。我々は、日本の司法制度の根幹にかかわる重大な問題と認識してゐます。そこに認識のずれがあるので

すが、マスコミの伝えるところによると、この法案に対してアメリカ側ではどうも依然として封鎖的だ、差別的だということ、非常に不満を持っておる。その主なものは、第一には指導監督は法務省にしてみたい、第二は日本人弁護士は雇用や共同経営をもつと容易にできるようなにしてみたい、第三番目は日弁連の懲戒委員会の透明性、もつとつきりさせてもらいたい、そして第四番目は自国での経験の年数をもつと緩和してもらいたい、このようないろいろの希望を持って、どうも貿易の自由化の一環としてのサービス部門の日本側の開放としては不満だという声が強いうなですね。

大臣にお聞きしたいのですが、今後ともこの問題についてアメリカ側から要望がさらに追加的に出てくるかもしれませんし、そしてまた、先月の十二日から十四日に中曽根総理がアメリカを訪問したので、このときに自由化の問題についていろいろの要望が出て中曽根総理がのんできたようですが、そのときこの問題が出たのか出なかったのか。あるいは仮に出たとすればどのような態度に出たのか。出なければ問題ありませんが、何か問題が出たのか。その点をつきりさせて閣僚としての法務大臣の御意見を聞きたいし、それから、さらにアメリカから強いプレッシャーがくるかもしれないけれども、先ほど法務省当局の当事者の方が答えられたように、あくまで日本の司法制度の一環として、そしてまた弁護士自主性の一環として守っていくつもりだ、それは守り通すつもりだということを言っていますが、法務大臣のお考えはどうなのか、念のためにお聞きしたい。大臣、最後に一言お答えください。

○田中説明員 委員御指摘の中曽根総理の訪米に際しましてアメリカ側から外国人弁護士の問題について要望が出たかどうかということをごさいますけれども、これについては一切言及がございませんでした。私も、先ほど法務省の方から御答弁がございましたように、この問題につきましては、基本的には国際的にも国内的にも妥当とさ

れる解決を日弁連の自主性を尊重しつつ図っていくということをごさいます。こういう方針に従ってやっております。またアメリカ側からもサービス貿易の自由化という側面はございますけれども、これについては日本の司法制度の根幹に非常にかかわる問題であるということについての理解を求めておりますし、そういう基本的な方針はあるものというふうに私も考えっております。

○鈴木国務大臣 今外務省から御報告がございました。私も、総理がアメリカへ行かれて、この問題が出たということは聞いておりません。また、これからいろいろの要望等が出るのではないかと、不満の点がいろいろと伝えられてくるのではないかと、そういうお話でございます。あるいは出るかもしれません。しかしながら、審議の過程でたびたび申し上げておりますように、我が国の司法制度、とりわけ弁護士会の自治の問題、こういう点から、仮に貿易の摩擦というような点から取り上げられたとしたとしても、先ほど申し上げましたような考えというものは厳として守つていかなければならない点でありますから、その範囲内において調整できることはいはしますけれども、現在の段階では、そういう考えのもとにつくった案が最適である、これ以外には当分考えられない、こういうことをごさいます。そんな方針で対処してまいるつもりでございます。

○林(百)委員 結構です。時間が参りましたから終わります。

○福家委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 本日は、本来は外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法についての審議でございますが、いわゆる燃糸工運事件の捜査が急進展をしているようにございますので、緊急に冒頭に若干この関係について委員長の御許しを得た上でお尋ねをしたいと思ひます。

いわれる燃糸工運事件に關しまして衆議院所属の議員について任意の取り調べがあり、また議員会館の部屋等についての捜索あるいは押収という

ような物的側面では強制捜査が行われたと聞いておりますが、その捜査の一環として他の自由民主党所属の衆議院議員の秘書についても任意のお取り調べがあったと聞いているわけですね。さらに、その当該秘書の机等について、これはもちろん議員会館の一室と聞いておりますが、机について捜索が行われ、また何らかの物品を押収したというように、これは一部で報ぜられていたようにございますが、これは事実なのかどうかお尋ねいたします。

○岡村政府委員 ただいま御質問のありました点のうち、捜索という強制捜査を行った事実があるかという点につきましては、そのような事実はございせん。また、その秘書の方を取り調べたこととあるかということにつきましては、これは捜査の内容でございましてお答えいたしかねるところでございます。

○小澤(克)委員 捜索は行っていないというのは私の質問の後半部分でございますね。(岡村政府委員「はい」と呼ぶ)それで、強制捜査としての捜索はないというお話でございましたが、書類等の任意提出を求めたというような事実はございせんでしょうか。

○岡村政府委員 ただいまの点につきましては、そういう事実があるともないとお答えいたしかねるところでございます。

○小澤(克)委員 捜査内容でございまして、その程度でやむを得ないかと思ひますが、もう一点、自由民主党所属の衆議院議員について、この間問題とされておる既に任意で取り調べを受けた方の議員の商工委員会での質問について、自由民主党所属の衆議院議員が何らかの関与しているのではないかとというようなことがこれまで報ぜられているわけでございますが、この関与につきまして、その態様、程度等について捜査当局は既に把握をしておられますでしょうか。

たいと思つております。

○小澤(克)委員 もちろん態様、程度についての内容を言えということは、私はそんなことまでは申し上げませんが、捜査当局としてある程度捜査が進展し把握をしておられるかどうかという外形的な事実だけでもお答えいただきたいと思ひます。

○岡村政府委員 同じ答えばかり繰り返しまして恐縮でございますが、何分捜査中でございまして、ひとつその程度で御了承いただきたいと思ひてでございます。

○小澤(克)委員 現に捜査中でございまして、やむを得ないかと思ひます。お忙しいところ、どうも恐縮でございました。

それでは本題に戻しまして、外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法についてお尋ねをいたします。

まず第一に、本法案によりまして、日本において外国法律事務所となり得る者は外国において弁護士でなければならぬ、原資格国法において弁護士でなければならぬという限定があるようにございまして、この外国法律事務所弁護士の職務内容を見ますと、いわゆるコンサルティングのような職務内容となつておまして、法廷に立つわけではない。そうなりますと、必ずしも外国における弁護士でなければならぬという論理、必然性はないのではないかと感じいたしますが、その点いかがでしょうか。

○井嶋政府委員 委員御案内のとおり、各国の弁護士制度はそれぞれの国の歴史その他の背景を受けて成立しておりますのでございまして、中身は千差万別であるということはあるかと思ひますけれども、今回の法案で受け入れようとしております外国法律事務所弁護士は、我が国の弁護士のほかに新しい専門職としての資格を創設するということではなくて、外国のそれぞれの国の弁護士をその資格のまま国内に受け入れて一定の範囲の法律事務を行わせるということが根幹でございまして、そして国内で行います法律事務と申しますのは、

法廷活動その他一定の活動を制限いたしすけれども、それ以外の活動できる部分というものは、我が国の弁護士としての職務範囲とこの部分においては完全にダブるものでございます。この一般的な法律事務を処理するという仕事は、各個人、企業も含めた国民あるいは外国の依頼者、そういった者すべてを含めてやはり直接権利義務に関係を持つ仕事をやるわけでございますから、それなりにその資格といふべき知識と申しますか、そういうものが必要でございまして、それが国内における法的生活の安定につながるのだということも忘れてはならない重要な点でございます。

そういうふうな考えますと、結局それぞれの国においてその国の最高の法律専門職とされている者、すなわちそれぞれの国で弁護士として資格を持つてゐる者、これを試験選考を経ることなくそのまま一定の範囲で資格、活動を認めることにすることから、外国における弁護士資格者に限るというところを定めたわけでございまして、これが我が国での国際的法律事務の需要に對し適正に對処するゆえんではないだろうかというふうに考えておるわけでございます。

○小澤(克)委員 次に、本法案によりますと、外国法事務弁護士と認められた者について、その原資格国の法律については当然でございしますが、その他の国の法律については法律事務の取り扱いをする場合にはさらに特定の外国法について法務大臣による指定を受けなければならないということにもなっているわけでございまして、これも大変窮屈な感じを与えるわけでございしますが、取り扱い得る外国法を特定し、原資格法以外の他の法律について取り扱う場合にはまた別に指定を受けなければならない、このように限定的にする理由はどこにあるのでしょうか。

○井嶋政府委員 ただいまも申しましたように、この制度で受け入れます外国法事務弁護士は我が

国における外国法に関する法律サービスの充実向上を図るということを目的としているわけでございします。したがって、それなりに良質のサービスを導入しなければならぬという目的がまずあるわけでございします。そこで、先ほども申しましたように、当該外国において弁護士の資格を取ったというところはその国の法についてはいわばその知識が制度的に保証されておるということでございますから、これをひとつ良質のサービスの基本的基準といたしまして導入しようということが今回の制度の基本的な考え方でございます。

確かに御指摘のように外国法一般について原資格国法以外の一般の外国法についても行わせてもいいではないかという御議論も傾聴に値いたします。すし、諸外国における外国弁護士受け入れ制度にございします。しかし、このたびの日弁連と私も策定いたしましたこの制度は、冒頭に申しましたように良質な法律サービスを導入するという観点からそれぞれの国における有資格者の知識という点から制度的に保証されている知識を導入しようという考え方から、職務の範囲を原資格国法に関する法律事務というふうに限定をしたわけでございします。ただ、それではやはり狭いという問題がございます。そこで、先ほども御説明いたしました、この指定法制度というものを設けて、原資格国以外の他の特定の外国法についてその資格を持つてゐるという場合には、それが制度的に保証されているからその知識も活用しようではないか、またさらに、資格を持たないまでもそれと同等あるいはそれに準じて取り扱えるような人についてはその知識を活用してもらおうではないかというところから、指定法という制度を設けたわけでございまして、要するにアプローチの仕方が外国法一般というアプローチではなくて、原資格国法という原則を持ちつつ広げていくアプローチということであるわけでございします。

○小澤(克)委員 それから、そもそも外国法事務弁護士という名称を使うことになるわけでござい

ますが、この名称については弁護士会などでもいろいろ御議論があったというふうな漏れ承知していただくわけで、弁護士というもののずばりでもなく、かといって例えばリーガルコンサルタントに該当するような名称でもない。弁護士という言葉の一部を含めた外国法事務弁護士、結局法案としてはそのような形に落ちついたわけですが、これはやや中途半端な感じがしないわけでもないのですね、すけれども、このような名称になったことについて法務省としてはどのような御見解なんですか。

○井嶋政府委員 こういう名称が選択されました経緯は、もう委員御承知のとおりだと思います。我が国の弁護士と同質性のある者あるいは仲間というふうな観点から、日弁連の自治に取り入れて、それぞれが自律しながら協力して我が国の国際的な法律事務に携わってもらうという観点から、弁護士という名前が不可避であるということから、こういう選択が行われたということでございます。

ただ、この外国法事務弁護士は、その職務の範囲が原資格国法、つまり外国の法に限定をされております。さらに法廷活動ができないという意味では、いわゆる英国のソリシターと同じような職務の範囲を持つわけでございします。委員はもう既に御案内のとおり、我が国ではソリシターの訳語は事務弁護士というものが定着をいたしております。そういった観点で、この外国法事務弁護士が取り扱います職務というのは、外国法に関する事務であり、かつ法廷活動をしないという意味で、事務弁護士である、しかも弁護士の仲間であるというふうな要素を全部取り込んだ名前として私は妥当な名称であるというふうに思っております。確かに現在定着いたしておりますので奇異に受け取られる向きがあるかもしれませんが、これもやはり定着すればそれなりに我が国の国民にも十分理解され、誤解を与えるようなことにはなっていないのではないかとこのように考えてお

るわけでございします。

○小澤(克)委員 私の聞いているところでは、諸外国における外国弁護士の取り扱いでは、必ずしもその国における普通に言う弁護士という名称を使わせないというふうにも聞いているのですけれども、まず、諸外国の取り扱いについては主だったところ、ドイツ、フランス、イギリスあるいはアメリカ、アメリカについては州によつて違いがありましようが、代表的なところ、例えばニューヨーク州などについてどのような取り扱いになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○井嶋政府委員 御指摘のとおり諸外国で外国弁護士を受け入れております制度を持つ国、あるいは制度を持たないまでも受け入れている国がございます。それぞれの国におけるその資格名称について申し上げますと、アメリカの場合は現在三州開いておられますけれども、ニューヨークではリーガルコンサルタントとございします。それからミシガンとワシントンDCにおきましては、特別リーガルコンサルタントという名前になっております。それからやはり資格制度を持つておりますドイツにおきましては、レヒツパイシュタント、訳せば法律助言士といふことが補助士という名前になります。本来の弁護士はレヒツアンバルトというところでございまして、名称には違いがございます。それからフランスにおきましては、弁護士はアボカトと申すわけでございしますが、外国から受け入れております外国弁護士の名称はコンセイユ・ジュリディックという名前でございます。これもやはり訳せば法律相談士というふうな名前になるかと思ひます。それから英国あるいはベルギーといったような、いわゆる本来外国人も含めてだれでも自由に法律サービスができるという国におきましては、それぞれの国の資格の名称を使つてもよろしいということになっておりますので、イギリスあるいはベルギーで弁護士という名称が通用しますかどうかはわかりませんが、それも使うことは可能であるということでございます。

○小澤(克)委員 最後のイギリスでございすが、日本語の弁護士は恐らく通用しないでしょうが、例えばアメリカ風にアトニー・アット・ローという方々をすることは勝手だとしても、イギリス固有のバリスター、ソリシターという言葉は使わせていないというふうに聞いておりますが、そのとおりでしょうか。

○井嶋政府委員 御指摘のとおりでございます。

○小澤(克)委員 そういたしますと、今出た中でも例えば西ドイツ、自国の弁護士についてはレヒツバアンバルト、外国の弁護士についてはレヒツバインシュタントですね。それからフランスでは、自国の弁護士についてはアボカ、外国の弁護士についてはコンセイユ・ジュリディック。イギリスについては、今ありましたとおり自国ではバリスター、ソリシター、外国の弁護士にはその名称を使わせない。アメリカなどでは、自国の弁護士はアトニー・アット・ロー、外国の弁護士についてはリガルコンサルタント、あるいは特別というのが、これは原語ではスペシャルですか、というようなものが分けて使われているわけでございますね。その外国の弁護士についての名称の意味合いは先ほど教えていただいたわけですが、ドイツ語の場合は法律補助士、それからフランスの場合はコンセイユですから英語で言うコンサルタントでしようし、それからアメリカではまさにコンサルタントということで、意味合いとしてはコンサルタントといった意味をあらわす名称が使われているということで、まず形式的にも分かれておりますし、内容といえますか意味合いとしてもコンサルタントといった意味合いのものを外国の弁護士には使わせているということになりますと、諸外国と本法律案とはちよつと扱いが違っているように思ふわけです。我が国に於いてのみ外国法事務という帽子をかぶつていても弁護士という名称をなぞ入れたのか、その点について御見解を賜りたいと思ひます。

国では当該国の弁護士の名称を使わせないというところから、我が国の弁護士の名称を使うことは反対であるという議論が相当強く出ておつたことは事実でございます。しかし、最終的に日弁連が本年二月二十一日の定例理事会において外国法事務弁護士という選択をされるにつきましまして、圧倒的多数でこれをお決めたことになったというふうに承知しておるわけでございます。これは日弁連の選択だつたということとはまず前提として言えるわけでございます。

ところで、なぜその弁護士という名称を我が国では使わなければならないのかということでございますが、先ほど来申しましたように、この制度は国際的な弁護士の交流でなければならぬ、弁護士の交流である以上は諸外国において弁護士の仲間として名実ともに受け入れるという形にするのが筋ではないだろうか、そういうことを考えますときに、むしろ諸外国においてこのような別の名称を与えることが将来の方向として果たして正しいのだろうかということが一つ言えるのではないかと思ひます。しかし、各国において資格の名称をどのように与えるかということはそれぞれ各国が選択し得ることでございます。それを他国から批判をすることはできないだらうと思ひます。

我が国におきましては、御案内のとおり弁護士自治というものがございまして、弁護士の業務に關しては弁護士団体が自律し合つて今日までまいつたわけでございます。その同質性のある仲間として外国法事務弁護士を受け入れます以上は、やはり我が国独自の制度である自治がその人たちにも及ぶんだ、お互い自律し合うんだということを名実ともにあらわすためにはどうしても弁護士という名称が必要であるということでございます。もし弁護士でない名称を今回の制度で与えるということになりますれば、それは異種のものを会内に取り入れたという形になるわけでございます。そういう異種のものに弁護士の自治が及ぶのだろうかという議論もあるわけでございます。

います。そういったことがすべて会内で議論を尽くされました結果こういう選択が行われたわけでございます。私に極めて妥協的な名前であると考えております。

○小澤(克)委員 異種といひますか、外国法事務弁護士はその職務範囲が例えば法廷には立たない、訴訟代理人はやらないということですから、多かれ少なかれ異種なんですね。それを弁護士自治のもとに加えたということは、一つのポリシーといひますか判断であつたかと思うのですけれども、弁護士自治の中に加えたということと弁護士という名称までも使わなければならないということには何か論理必然性はないのではないかとこのうふに私も思ひます。そういう議論もあつたと聞いております。法務省の方から、弁護士自治のもとに服するからには弁護士という名前を使うべきであるという強い意見があつて、いろいろな議論があつて結局は日弁連等でも承認されたといううふに聞いているのですけれども、どうなんでしょう、その論理必然性があるということになるのでしょうか、その辺の御見解いかがでしよう。

○井嶋政府委員 この問題の解決だけが一番最後までかかつて、制度要綱ができ上がったけれどもまだ仮称であつたといううふな経過を踏まえて、一番最後まで会内の議論が行われたということでは、日弁連内においてそれなりにこの問題の重要性が認識されたということでもありまして、また私どもの立場からいたしましても重要な問題であるということも十分認識しておつたわけでございます。しかしながら、先ほど申しましたように弁護士の自治という世界に例のない独特の制度を持つ日弁連が、外国から受け入れる外国弁護士を自治のもとに取り入れて指導監督をしていくということを基本方針とされておる以上は、名実ともにその仲間であることがはつきりしない限り基本方針というのには貫けないのじやないだらうかといううふを私も強く申し上げて、結局最後の選択としてそういう御決定があつたということでございます。

ございます。私どもはその御決定は正しいといううふに考えております。

○小澤(克)委員 必ずしも腑に落ちたわけではございませんけれども、日弁連の大勢がそれでいいということになったということでございます。この点についてはこれ以上触れないことにしたいと思います。

そこで、具体的の場合に、本法案によつても四十七条関係、「外国法事務弁護士は、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる。」こうなつていますね。例えば、アメリカから来た弁護士が日本で外国法事務弁護士となつた、名刺を出す場合に、日本で表示する場合にどう表示するのか。私なんか想像するところでは、原資格国法による弁護士であることに於いてはアメリカ合衆国弁護士とでも表示し、日本国につけるかどうかはともかくとして外国法事務弁護士という二つの名称を並べるといふようなことになるのじやないかと思ひます。英語で印刷してネームカードとして渡す場合にはまさにアトニー・アット・ローと書き、そして外国法事務弁護士についてはどう翻訳してどう書くのかちよつとわからないのですが、どうなりましよう。

○但木説明員 名刺で具体的にどうお書きになるかは恐らく個性の問題であると思ひます。ただ、本法案でいろいろ義務づけをしておりますので、こういう範囲内でしか表示できないということでも申し上げたいと思ひます。

まず、本法案の四十四条では「外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならない。」という定めがございます。これは、日本における仕事は、必ず日本の資格である外国法事務弁護士という資格を用いて行いなさいという規定でございますので、名刺でございまして、当然外国法事務弁護士(ニューヨーク州)という表示は出てくると思ひます。もちろん、名刺でございまして名前も出てくるかと思ひます。

次に、それ以外の表示といたしましては四十七条に規定がございます。「外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称及び原資格国の国名に付加する場合に限り、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる」となっておりますので、まず前提は、先ほど言いました外国法事務弁護士（ニューヨーク州）というものがあって初めて原資格国における名称、すなわちアトニー・アット・ローというのを名刺の上に書くことができるということになるかと思ひます。

そして、二項の方は、「外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、自己の氏名及び事務所の名称に付加するに限り、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するものの名称を用いることができる」とありますので、ここでは、名刺ですと、まず自分の名前はありましたが、それから当然のこととして外国法事務弁護士（ニューヨーク州）というのもございまして、その上に日本における事務所名、これは本法第四十五条に規定されておりました、いわゆる当該外国法事務弁護士事務所に所属している外国法事務弁護士の氏名を用いなければなりませんので、A単独の外国法事務所であればA外国法事務所と事務所の入つてきます。それから共同経営でA、B、Cとやっております、そのうちA、Bだけ表示される場合には、AアンドB外国法事務所と事務所の表示が出てまいります。そこまでの表示がすべて書き連ねられておきますと、初めてローファームの名前をそこに付加することができるということになっております。

なお、英文と日本語の違いはほとんどございせん。ただ、外国法事務弁護士というのを英語に直すことができるかどうかという問題があります。が、原則としては、外国法事務弁護士というのは固有名称であつて、ローマ字で表示するのが原則であらうと考えております。

○小澤(元)委員　なるほど。そうしますと、私の

疑問とするところは結局四十四条の解釈に帰着するわけですが、これも、外国法事務弁護士の名称を用いるという場合には、日本語でこのとおり書けばこれはもう間違いないわけでしょう。あるいは平仮名にすることも多分いいでしょう。しかし、外国法事務弁護士が自国民に日本における資格を表示するネームカードを渡すということもあり得ることでありますので、その際に、今のお話だとローマ字でGAIKOKUHO JIMU BEN GOSHIと書くのは四十四条には適法だということになるのでしょうか、原則だとおっしゃいましたけれども、これを英訳、英訳に限らず自国語訳にして表示することは四十四条に反することになるのでしょうか、どういうふうになるのですか。ちよつと私は英語がわかりませんので、もし訳すすれば。

○但木説明員　先ほど申しましたとおり、外国法事務弁護士という名称は固有名称であつて、それを日本の文字なりあるいはローマ字なりで表示するが原則でございまして。

ただし、御指摘のように自国民に対して外国法事務弁護士という名称を差し出しても、必ずしも現在定義性があるとは思へませんので、自国民にとつて全く理解ができない箇所になつてしまふ。

したがひまして、そのような場合に、外国法事務弁護士という内容を正確に自国語で訳したものを使つた場合に、なお四十四条違反として懲戒の対象になるかというふうなことになりますと、それはなかなか言えないだらうと考えております。結局、要は、四十四条が要求しているのは、外国法事務弁護士が我が国において行つてゐる事務処理は我が国の資格に基づいて行われるものであること、この表示をしないといふことが一点、それからもう一点は、その名称の内容が、その業務の範囲において外国法に限られており、かつ訴訟活動、裁判所に出る活動については日本では認められていませんという内容が相手方に伝わるような、そうした内容の名称を用いなければならぬというところであらうと思ひます。

ですから、その二点の要件を満足している翻訳であれば、それによつて四十四条違反ということでは懲戒の対象になるというようなことではないように考えております。

○小澤(元)委員　率直に言つて、自国民に資格を表示する場合、大変窮屈な感じがするのですけれども、現実にはGAIKOKUHO云々と書いて（リーガルコンサルティング）とでも入れるか、そんなことにもなるのでしょうか。この点、これ以上質問してもしょうがないと思ひますので、御検討願ひたいと思ひます。

それから、本法によりまして、外国法事務弁護士が弁護士を雇用してはならぬ、それから、弁護士と共同事業を行つてもいかぬという規定があるわけですが、これも、このような規定を入れた趣旨及び逆に弁護士が外国法事務弁護士を雇うたとき及び逆に、実際に主客転倒して外国法事務弁護士の方がインシニアプをとるといふような形態で、いわば脱法がなされ得るのではないかという危惧を持つわけですが、この点についての御見解を賜りたいと思ひます。

○但木説明員　四十九条の趣旨は、外国法事務弁護士が日本法に介入してゐることを防止するため規定であります。

もう少し詳しく述べますと、外国法事務弁護士が日本の弁護士に日本法に関する法律事務を処理することによつて得た収入、収益に依存するといふようなことになりまして、外国法事務弁護士が必然的に日本の弁護士に指揮命令して一定の介入をする道を開くのではないかといふことにかんがみまして、外国法事務弁護士が我が国の弁護士を雇用したり、あるいは我が国の弁護士と共同経営をし、あるいは我が国の弁護士の収益の分配を受けることを禁止した規定でございまして。

なお、委員御指摘の御懸念でございまして、仮に外国法事務弁護士が我が国の弁護士を実質上雇用し、形式上逆に我が国の弁護士が外国法事務弁護士を雇つてゐるような仮装をした場合、このような場合には四十九条の一項に違反いたしますので、当然、懲戒の対象になると考えております。

それで、その脱法行為の監督につきましては、当然弁護士会あるいは日弁連の監督という作用によつてこれを適正に規律していくということになるかと思ひます。

○小澤(元)委員　今、若干、弁護士自治といひますか懲戒あるいは綱紀委員会等にかかわる点がございまして、関連してお伺ひしたいのですが、この法案によりまして懲戒委員会あるいは綱紀委員会等に政府職員を入れるということになつております。これは従来の弁護士自治からいひますとちよつと違つた要素が入るのではないかと感じを受けるわけですが、このようなものを入れることにした理由及び具体的に政府職員といつてもどんな方を予定しておられるのか、その辺をお考えを伺ひたいと思ひます。

○井嶋政府委員　現行の弁護士法によりまして登録あるいは懲戒につきましてももちろん弁護士自治にゆだねられておるわけですが、その審査をいたします委員会あるいは懲戒委員会といつたところ公正を担保するという観点から裁判官、検察官、学識経験者という外部委員が加わつておるということが現行の制度でございまして。今回の外国法事務弁護士に関連いたします登録審査あるいは懲戒委員会にも同じように公正を担保するといふ観点から弁護士と同様の外部委員を入れることといたしておりますが、それに加えて政府職員を入れるということが新しい制度になつておるわけでございます。

これは具体的には日弁連との検討会の過程で合意をしておるわけですが、一つは法務省職員、一つは外務省職員を考へておるわけでございます。法務省職員が入ります理由でございましてけれども、これはこの制度では資格の承認が法務大臣の権限となりました。したがひまして、この資格の承認という観点から特に資格審査会といふようなところにおきましてはこれが問題になるというところで法務省職員とのかかわり合いが出てくる。さらに外務省職員につきましては、相互主

義の要件の存否といったようなことあるいはもと一般的に外国法事務弁護士になるのはほとんどが外国人であるというようなことから、外国政府とのいろいろなかわり合いも出てこうとうというような観点、あるいはもう少し広い視野からの公正さの担保というような観点、そういったことを目的としたとして政府職員として法務省及び外務省を入れるということになったわけでございます。結局外部からの委員の参加がいろいろな分野に広がることによつてより広い視野からの議論を踏まえて登録審査あるいは懲戒の審査が行われることが期待されるというところにこの新しい制度の考え方があつてございます。

○小澤(元)委員 この点は、現行の弁護士そのものに對する懲戒委員会あるいは綱紀委員会等外部の者を入れることについてはいろいろな議論があるかと思ひます。外部者を全部排除すれば、いゝば仲間内でかばひ合うみたいな弊害も起こりかねないというの事実はございまして、また逆に外部の者がたくさん入ることになればこれまた弁護士自治を侵害するおそれもあるにしろあつたというところで、いろいろな議論があつて結局現状のようになつてしまつてゐるんだらうと思ひますけれども、しかし今回は今までの外部の方とは違つて政府職員、これは行政庁に所属する方ということでございますので、強大な国家権力を背景にしていることは否定できないわけでございます。弁護士自治との関係で緊張関係が生ずることも全く杞憂とは言えないではないかという感じがいたします。この点についてはいろいろな議論の上で弁護士会も承認してこういうことになつたんでしようからこれ以上どう言うつもりはございせんが、今後の運用に当たつては弁護士自治について十分な配慮をお願いしたいということを申し上げておきたいと思ひます。

そこでさらに、この懲戒委員会あるいは綱紀委員会には当の外国法事務弁護士の代表者は入らないというように読めるのですけれども、そのことと関連いたしまして、しかも五十九条ですか、日

弁連がなした処分については、「行政不服審査法による不服申立てをすることができない。」これは現在の弁護士に對する制度をそのまま踏襲したものであらうと思ひますけれども、ということになりますと、外国人の場合非常に権利意識が明確でございまして、自分の権利は自分で守ると意識が強い方々が多分多数いらつしやるだらうと思ふのですが、委員会に自分たちの代表もいない、しかもその結果については行政不服審査という行政内部での不服申立ての方法がない、あとは司法救済だけということになりますと、何か外国人から見ると不当支配ではないかという印象を与えないうだらうかなというところを若干危惧するわけでございますが、その点についてはいかがでしようか。

○但木説明員 委員御指摘のとおり、外国法事務弁護士は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員になるというようなことは本法案上まずないということにならうかと思ひます。ただし学識経験者として別の面から選ばれるということは可能性は否定いたしません。しかしながら先ほどの答弁にわけでございます。しかしながら先ほどの答弁にもありましたが、本制度におきましては相手方が外国の弁護士資格者であること、その多くが外国人であること等の特殊性を勘案いたしまして、政府職員を入れ、より広い視野から内部でデイスカッションしてもらうというわけでございます。正さを担保しようとしておるわけでございます。

なお、先ほど強大な国家権力というようなお言葉もございまして、この外国法事務弁護士懲戒委員会の委員というのは決して国家権力が直接権限を行使するものではなくて、まさにその委員になつた個人がそうした自己の見識あるいは経験に基づいてその委員会の中で発言するというものでございまして、決して御懸念のようなことはないものと考えております。

なお、細かい問題といたしまして、本法案の五十九条で「行政不服審査法による不服申立てをすることができない。」とされている理由について

もお尋ねでございましたので、あわせて申し上げます。

委員御指摘のとおり、これは現行弁護士法四十九条の二に同じ規定がございまして、これは昭和三十七年に設けられました行政不服審査法の適用関係について弁護士法で特例を設けておるわけでございます。この特例を設けました理由はおおよそ二つだと言われております。

その一つは、「日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分」というその処分の中身ですが、これは登録拒絶であるとかあるいは登録取り消しであるとかあるいは懲戒であるとか、そういう処分でございます。いづれも日弁連の合議体の中で慎重な手続に従つて審議され、かつ、議決されたその議決に基づいて日弁連が行つた処分でございます。したがって、仮にこれについて不服申立てを認める、つまり日弁連の処分に対して日弁連に對する異議申立てを認めるということになりますと、今度は機関たる日弁連が合議体の意見とは別な結論を出す余地を与えてしまふを繰り返すか、いづれにいたしましても、弁護士法がその各委員会の慎重審議にゆだねました法の趣旨に反するというところでこの規定が設けられたのだというふうに言われております。

また、もう一面では、この不服申立ての相手として法務大臣に對して審査請求ができるかという疑問がありまして、それは上級官庁ではないという趣旨を明らかにするためとも言われております。今回これと同種の規定を五十九条に設けたわけでございますが、その趣旨は弁護士法の四十九条の二と同様の趣旨でございます。

○小澤(元)委員 私の疑問とするところは、外国法事務弁護士が自分たちの代表を通常は各種委員会に送り込むこともできないし不服申立てもできないというところ、何か自分たちの権利が、権利といひますか利益が制度的に手続的に保障を欠くのではないかと印象を与えかねないわけでございますので、この点についても運用上

ぜひ公正、妥當な運用をお願いしたいと思ふわけでございます。

最後に大臣にお尋ねして、質問を終わりたいと思ひます。

この法案によりまして、外国法事務弁護士としての資格を付与するといひますか法務大臣が承認をする、それからまたさらに原資格国以外の法律について取り扱う場合にはその特定の外国法について法務大臣による指定を受けるということになつておりました。法務大臣の関与する場面があるわけでございますけれども、これらの運用に当たつてどのような方針で臨まれるのかお伺いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 先ほどの御質問の方にも申し上げましたが、基本的には日本の司法制度、その中で最も重要な三本柱の一つであります弁護士制度の改革につながる問題でありますけれども、弁護士の自治権というもの、この点はたびたび申し上げておりますように尊重してまいらなければならぬ、かように考えます。その中において、時代の趨勢に應じてこれまで取り入れていかなければならぬ制度でございましたので、十分日本弁護士連合会とも話し合いをして、その御意見に基づいた法案、しかもまた検討いたしました結果、政府といたしまして、これが現在のところ最も妥當なものであると考えてまいつた次第でございますので、そういう基本方針を貫いてまいらなければならぬと思ひます。先ほど政府委員からたびたび御答弁申し上げましたように、承認する場合にも日本弁護士連合会の意見を聴かなければならぬというところに相なつておるわけでございますから、そういう点は十分これからも日本弁護士会の自治権、日本の司法制度の根幹の中でこれを適切に運用していくということは、そういう条文等も十分考えながら運用してまいりたいと考えておる次第でございます。

○小澤(元)委員 終わります。

○福家委員長 次回は、来る二十二日火曜日午前九時三十分理事会、午前九時五十分委員会を開会

することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時十六分散会

法務委員会議録第六号中正誤

ペシ 段 行 誤

正

一 一 いるゆる

いわゆる

ハ 一 一つに

一つの

三 二 末八 目的を持ち

目的をもち

四 三 九 方えない

与えない

昭和六十一年五月八日印刷

昭和六十一年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W